

「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル 議事録

1. 日 時：平成 26 年 7 月 4 日（金） 13：40～16:00
2. 場 所：虎ノ門 37 森ビル 12 階 公益認定等委員会委員会室
3. 出席者
（参加者）
鵜尾雅隆 （NPO）日本ファンドレイジング協会代表理事
太田達男 （公財）公益法人協会理事長
加藤種男 （公社）企業メセナ協議会専務理事
黒田かをり （一財）CSOネットワーク事務局長・理事
山内直人 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授、内閣府共助社会づくり懇談会座長代理
山岡義典 （NPO）日本NPOセンター顧問、（公財）助成財団センター理事長
（公益認定等委員会）
山下徹委員長、雨宮孝子委員長代理、門野泉委員、北地達明委員、小森幹夫委員、堀裕委員、
惠小百合委員
4. 議 事

<開会>

○山下委員長 皆さん、こんにちは。

公益認定等委員会の委員長の山下です。昨年4月から委員長を仰せつかっています。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、私どもが企画しました「『民による公益の増進』のためのラウンドテーブル」に御出席いただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。

まず始めに、今回のラウンドテーブルの開催趣旨などについて御紹介をさせていただいて、この会を始めさせていただきたいと思っております。

これは釈迦に説法ですが、皆様よく御存じのとおり、昨年11月末をもって新制度への移行期間5年間が終了いたしました。その間、皆様にも大変御支援いただきましたことを、改めてお礼を申し上げます。そうした意味で、公益法人制度改革も一つ山を越して、これからいよいよ、新制度が目指した「民による公益」の増進に我々としても全力を挙げて注力をしていきたいと思っております。

そのようなことで、本日、お集まりをいただいたわけですが、本日の議論を始めるに当たっては、既にこの5年間の実績もあり、この間に移行された、あるいは新しく認定された公益法人におかれて、既にいろいろな活動の成果も出ています。また、その反面、課題も幾つか見えてきていると思っております。そうした成果や課題の両面を踏まえて、今後の日本における民による公益増進をより活性化していく、より拡大ないし増大させていく、あるいは質的にもより高めていくためにどのようなことをしたらよいかについて、御参集いただいた皆様から忌憚のない御意見を伺いたいということが、本日の開催の趣旨です。

公益認定等委員会からは、7人の委員の全員が参加しています。もとより、皆様方からお話を聞くのが本日のラウンドテーブルの主たる目的ではありますが、我々委員の側からも

積極的に意見交換をしていきたいと思ひます。委員におかれては、あくまでも個人の委員の一人一人の意見ということでもちろん構ひませんので、日ごろ思ふことなどについて、意見交換の際に御発言をいただきたいと思ひます。

まずは、本日御出席の方を御紹介させていただきたいと思ひます。

私からお名前を読み上げさせていただきます。

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会代表理事の鵜尾雅隆様です。

○鵜尾代表理事 鵜尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 次に、公益財団法人公益法人協会理事長の太田達男様です。

○太田理事長 太田でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 公益社団法人企業メセナ協議会専務理事の加藤種男様です。

○加藤専務理事 加藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員長 一番財団法人CSOネットワーク事務局長・理事の黒田かをり様です。

○黒田事務局長・理事 黒田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員長 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の山内直人様です。山内先生は、内閣府の甘利経済財政担当大臣の下で開催されている共助社会づくり懇談会の座長代理もされていると伺っています。

○山内教授 山内と申します。よろしくお願ひします。

○山下委員長 特定非営利活動法人日本NPOセンター顧問、公益財団法人助成財団センター理事長の山岡義典様です。

○山岡顧問 山岡でございます。よろしくお願ひします。

○山下委員長 次に、我々委員会の委員を紹介いたします。恐縮ですが、お名前等をそれぞれ御自身で言っていただけますか。

○雨宮委員長代理 委員長代理をしております雨宮孝子でございます。よろしくお願ひします。

○小森委員 小森幹夫でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○北地委員 非常勤でございますが、北地達明と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○門野委員 私も非常勤でございます。門野泉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○堀委員 同じく非常勤でございます堀裕と申します。よろしくお願ひいたします。

○惠委員 惠小百合でございます。よろしくお願ひいたします。

○山下委員長 以上、公益認定等委員会からは、私を入れて委員7名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日のこの場合は、何か結論を出すとか、決定するような会議ではありませんので、特に議長というものを置く必要はありませんが、一応限られた時間の中で効率的に意見交換させていただくということで、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、配付資料について、事務局から説明をお願ひいたします。

○高野事務局長 公益認定等委員会事務局長の高野と申します。よろしくお願ひいたします。

資料を簡単に紹介させていただきます。

議事次第の次に、本日の参加者のリスト及び配付資料のリストがあります。

配付資料の資料1が「日本の寄付の現状と課題」ということで、ファンドレイジング協会代表理事の鵜尾様の本日の発表資料です。

資料2「本日の意見交換について(参考論点)」には、幾つか論点めいたことが書いてありますが、これはあくまで議論の助けのための参考資料という位置づけです。

そのほかに参考資料を幾つか及び席上配付資料がございます。

参考資料1は、6月13日付けで委員会において了承され、公表した資料です。委員会としての当面の活動方針「『法人との対話』について」の資料です。本日のラウンドテーブルは、この「法人との対話」の中心行事の一つでもあります。資料中の枠囲みのところでラウンドテーブルの開催趣旨等についても触れています。

参考資料2が「公益法人に関する基礎的データ」です。比較的よく使うものについて整理をしています。

参考資料3、本日は寄附文化ということで、昨年の秋に内閣府で法人に対してアンケート調査をして取りまとめた実態調査の結果です。

そのほか、席上にもいくつか追加で資料を配布しています。まず、今年度の骨太方針の抜粋です。読み上げませんが、「寄附文化の醸成」ということを関係府省が連携して進めていこうという一言が入っています。

そのほか、現在、「公益法人に関する概況」という年次報告の資料を取りまとめ作業中ですが、その中に収録予定の原稿案から、寄附文化、寄附金の収入状況についての2ページものを抜粋しています。

また、別の資料としまして「『非営利・公益月間』構想」についての提案・たたき台があります。委員会が昨年まだ移行案件の審査をやっておりましたときから、今後の公益活動増進のためのプラスアルファの活動として何か非営利・公益法人等が注目を浴びるような機会をつくっていくことができないだろうかというアイデアが議論になりました。その内容を一案として文字化した、提案ベースの参考資料です。

その他「共助社会づくり推進のための関係府省連絡会議の開催について」は、先ほどの骨太の方針との関係で、政府内で関係府省が集まる場として最近設けられたものです。

もう一つは、山内教授が座長代理をされている「共助社会づくり懇談会の概要」です。

そのほか、ファンドレイジング協会、NPO学会からも参考資料の提出をいただいています。

資料の御紹介は、以上です。

○山下委員長 ありがとうございます。資料等について、何か御質問はありますでしょうか。もし特になければ、議事に入りたいと思います。

<「日本の寄付の現状と課題」>

○山下委員長 さて、公益活動の増進に関することであれば、全てをこのラウンドテーブルの議題にしたいと思いますが、議論を効率的に進めるということで、主要な課題から話を進めていくのが良いだろうと思います。そこで、本日は、まず寄附文化の醸成というところから議論をスタートしたいと思います。そのための現状認識、課題提起といったことについて、日本ファンドレイジング協会代表理事の鶴尾雅隆様に「日本の寄付の現状と課題」について御発表をお願いしたいと思います。その後、皆様からこれにかかわるいろいろな御議論をいただきたいと思います。

では、どうぞよろしく願いいたします。

○鶴尾代表理事 山下委員長、ありがとうございます。

今、御紹介にあずかりました、日本ファンドレイジング協会の代表理事の鶴尾と申します。よろしく願いいたします。

皆様のお手元に青い表紙の日本ファンドレイジング協会のパンフレットをお配りしています。

ちょうど私たちの組織も発足5周年でございます、5年目にまとめた冊子をお配りさせていただいています。寄附文化の醸成を、正にミッションの一丁目一番地にした協会です。社会起業家、NPOや公益法人の良いプレーヤーがどんどん出てきていますが、良い事業をやっている、活動資金でなかなか苦労されている方が多い。これが1つあります。同時に、内閣府の調査でもありますように、7割近い方が社会のために役立ちたいと言っている中で、社会参加の機会としての寄附を進めていくのが目指すところです。

配付資料の資料1に「日本の寄付の現状と課題」があります。ここに寄附を取り巻く環境の中でも何か今後の御議論にお役に立つかなというポイントをまとめています。

内容に入って、1枚目が「寄付の現状」です。まずは金額の規模というところで、御案内の方も多いと思いますが、私どもは「寄附白書」というものを発行しています。その中で、2012年の日本における個人による寄附が推計で6,900億円です。

これに対して、アメリカでは23兆円ぐらい寄附額が出ているということですので、40倍ぐらいになるかと思いますが、大分金額が違います。イギリスが1兆6,200億円ぐらいになっています。イギリスのGDPは日本の半分ぐらいですので、半分の規模で寄附額が2倍ということですから、実態は4倍ぐらいということかと思えます。

興味深いのは韓国です。韓国の個人寄附額が今、6,900億円です。韓国のGDPは大体日本の3分の1ぐらいですので、実態は日本の3倍ぐらいという勘定になるかと思えます。

日本における法人による寄附は、推計7,000億円ぐらいです。大体個人、法人とも5,000~7,000億円ぐらいの間の推移かなという感じです。そういう意味では、実は一つ特徴的なのが、例えば米国の法人寄附は1兆4,500億円ぐらいですので、日本の法人寄附の2倍強で、3倍まではいかない規模です。しかし、御案内のとおり、アメリカのGDPは日本の3倍ぐらいありますので、日本における法人寄附は、アメリカや英国に比べても、それなりに出ているということになります。ただ、個人寄附に関しては、他国と比べて非常に大きな差があります。

寄附者が何を考えているか、これも多様ですが、1つのグラフを御用意しました。なぜ寄附しているのかということですが、一番大きな理由が、自分に合った寄附の方法だったからということになっています。毎年のことだからとか、他人のための課題解決に役立ちたいとか、お付き合いとしてということが出てきています。

この「毎年のことだから」というのは、例えば、町内会等での共同募金ですとか、そういったこともありますので、毎年これをやっているのだという方もたくさんいらっしゃると思います。特に「接点面の大事さ」があるのかなと思います。お付き合いということもそうですし、恩返しもそうなのですが、何か接点があるところから起こる寄附ということがあります。

一番下の方に、倫理的かつ正しいことをしたいからというのが6%出ています。実はアメリカなどで調査をしますと、こうしたタイプの答えが割と上位に来ます。つまり、正しいから寄附をするというところと、御縁があつて接点があつて自分になじむやり方だから寄附をするという距離感が、日本と欧米との一つの違いかなという感じです。

先ほど委員長から5年間の移行期間というお話がありました。私も、5年前を振り返りまして、5年前と今でどういうことが変わったのかを考えてみました。実は、5年前に私どもが協会を立ち上げますときに、日本における寄附を取り巻く環境の中で、日本で寄附を進めていくために、では何をしなければいけないのかと考えました。その際に、20ぐらい日本には必要不可欠なインフラがなく、そのために寄附が進んでいないなと考えました。例えて言えば、株式市場がないのに投資が進まないと言っているのと同じようなもので、必要なインフラというの

はあるだろう。それを大きく分けると、3つの課題になります。

まず政策上の課題として税制や制度を何とかしなくてはならない。これが第1の課題です。

もう一つは、ソーシャルなお金もお金ですから、マーケットが存在しなくてはならない。寄附の市場めいたものをどうしていくのか。これが第2の課題です。

第3の課題が、そもそも寄附を受ける側の能力や経験やコミュニケーション力が低いために、寄附者に対してなかなか満足度の高いコミュニケーションができていないという課題です。言わば「ファンドレイジング力」の問題ということがあるのではないかという問題です。

こうした要素があるために、結果として寄附者が成功体験を持っていない。寄附してすごく良かったなということがない。募金箱に入れてもその後どうなっているかわかりませんし、大きな団体に寄附しても領収書しか来ませんし、「何かやった」感がない。こうした状況が、積極的又は絶対にやりたくないということよりもむしろ、何か成功体験がなく、結局機会も少なく、言わば空気が出来上がっていないことにつながっているのかなということがありました。

ですが、この5年間を振り返りますと、こうした5年前の課題点の中でも、寄附税制の改正ですとか、公益法人の移行もありました。クラウドファンディングを中心としたITによる魅力的な普及のプラットフォームも多数生まれました。こうしたことは、ほんの5年前と比べますと、かなり大きな変化が生じたと思っています。

私どもも「認定ファンドレイザー」という資格制度を立ち上げまして、全国1,200名の方がこの資格を取るために頑張っています。そうした動きもあり、つまり、ファンドレイジングする側の能力形成に関して一定の枠組みは今、出来つつあるということだと思えます。

では、今度は寄附する側ということと言えますと、幾つかのポイントで今後の課題になることがあると思っています。

資料の次の頁ですが、第1の山が相続だと思っています。もちろん寄附に金額の多寡もありませんし、1円の御寄附でも100億円の御寄附でも寄附は寄附だと、大事な動きだと思っています。しかし、今後の「寄附の成長」を考えた場合には、今、日本の年間の相続額が日本総研の調べで大体毎年37兆円~65兆円あるといわれています。野村総研の試算で、これが2020年には100兆円を超えるという資産もあつたりするのですが、大体50兆円前後ではなからうかと思えます。これはもちろん土地とかも含まれた金額です。

私どもの調査で、40歳以上の方々に調査をしたところ、相続財産の全部を寄附しますという方はなかなかいらっしゃらないのですが、一部でもよいから寄附をしませんかという問いに対しては、見ていただきますと、2割ぐらいの方は一部寄附してもよいと言っています。

お年寄りのときはまだ不安ですから年金で大事にこつこつためるのですが、お亡くなりになったときだったら、今、お子さんのいらっしゃらない方もいれば、お子さんが自立されている方もいるので、寄附してもよいという方は2割いらっしゃる。これが日本の状況です。ですから、もしこれを本当にきちんととらえることができるなら、数兆円の寄附の創出効果があると思ってもよいと思えます。ですが、それを推進する上で、遺言を書く人もまだ少なく1割ぐらいの方しかいない社会で、実際の寄附になっているのはゼロコンマ何%という議論です。この点のギャップをどう埋めるかは、大事です。

同時に、日本社会の中で、寄附税制に関しても、近年大幅な進歩が既にあったわけですが、フローとストックの問題がある。いわゆるフロー、毎年の所得に対する寄附に関しては、2011年に40%の税額控除という世界的にも誇れる制度が導入されたのですが、いわゆるストックの、資産の寄附に関する制度に関しては、欧米と比べて大幅な遅れがあるということは言えると思

います。これは、土地を寄附したときのキャピタルゲインの非課税の部分とか、繰越し控除とか、3年前に寄附の信託という制度もできましたが、ここも土地が認められないとか、こうしたところに関しては、今後の大きな課題であり、また、大きな可能性であると思っています。

同時に、相続の寄附をされる方が、では、例えば80歳のお年寄りの方が、相続で寄附しようかなと思ったときに、いきなり地元のNPO支援センターに行くかという、なかなか行かないわけですね。行ったことがないですから。やはり銀行とか弁護士に相談されるということがあります。しかし、弁護士の方も金融機関もいきなりどこが寄付先として適切なかわかりませんので、こういったセクターと連携して、どういうアドバイスをしていけるのかという体制づくりをしていくのが、重要な鍵となります。そこで、私どもでも、金融機関やいろいろな方と相談しながら、信託銀行等とも連携しながら、全国的なサポートの仕組みが今後必要になってくると考え、今、準備を進めています。

次に、もう一つ、富裕層の寄附について考えてみたいと思います。これは実は公益認定とも非常に大きなかわりがある部分だと思っています。日本の富裕層は御案内のとおり世界2位の規模があります。もちろんこの調査はいろいろな要素があるとは思いますが、それでも1億円以上ぐらいの個人金融資産のある方は一定数いらっしゃるというのが日本の状況であると思っています。

実は、アメリカには、助成財団が非常にたくさんあります。日本ではトヨタ財団さんとか企業財団が大変多いのですが、アメリカの場合は個人が個人の資産を拠出してつくる、ファミリー財団と言われているものが多数あります。有名なものとしてはビル・ゲイツ財団がありますが、実は、現地に行きますと本当に5億円ぐらいとか1億円ぐらいとかでつくっておられる個人財団がたくさんあります。

考えていただきたいのですが、もし御自身として、5,000万円をどこかの団体に寄附したとすれば、それで終わるわけですが、自分の名前が残るような財団をつくと、未来永劫その名前が、ロックフェラーのように残っていくということになります。そういうことがむしろ楽しいと思っていただける高齢者が、アメリカにもヨーロッパにも多いということだと思います。そこで、日本の富裕層がファミリー財団をつくっていくのを今後どう促進させていくかということが、1つの鍵だと思っています。その際には、公益認定ということが当然かかわってくることだと思います。

私はアメリカでファミリー財団の調査をずっとやっております、1つのポイントだと思いましたが、考え方の問題です。個人の資産は全く私個人のもので、個人の資産をいきなり完全に公益的な、例えば公益信託のように意思を反映しない形でお渡しする、一個一個の助成金には関与しない形で完全に公な状態にしようということになると、やはり幾ら社会貢献意欲があっても、いきなり自分のものを完全に公にするというさすがにちゅうちょするわけです。しかし、半歩「公」にしましょう、ちょっと経営にも参画できますが、公共的に使っていきましょうということをしたらどうなるか。アメリカの場合は御案内のとおり、公益財団的な認定を取るのに理事会が全員身内でも構わない、その代わりに毎年5%は使いましょうということになっていますが、ただ、それをやりましても、2代目、3代目になりますとどんどん理事会の中の身内率が減って、自然と公のステージが段階的に広がるという考え方ですね。

日本の制度でも、もちろん理事構成についての3分の1ルールがあり、今の制度の中でそれはできるのですけれども、「半歩公にする」という考え方を見ていくことも大事ななと思っています。つまり、中長期的にはそうしたことが富裕層の寄附を促進していくということです。

その中では、私も全国各地でいろいろお仕事させていただく中で、一つ耳にすることがあります。公益認定の審査の中で、都道府県によっては審査が厳しいことがある。そこで、全国的には内閣府の公益認定というのがある意味で駆け込み寺と言いますか、本当に地方で審査が厳しいときは困ったら内閣府の公益認定でちゃんと合理的に判断していただこうとなるぐらい、都道府県によっては大変に審査が厳しい。

つまり、個人の富裕層が社会貢献で公益認定の財団をつくる、公益認定されてから自分の資産を20億円入れようと思ったときに、これは実際に本当にあった話ですが、ある都道府県で私も申請にかかわった案件です。その方は企業のオーナーだったのですが、地域のために一般財団を立ち上げ、公益法人化してからその方の個人資産を入れたいと言ったら、返ってきた行政庁のコメントが、御社のCSRでやられたらどうですかということだったのです。企業のお金ではなく、私的なお金を寄付して財団を創ろうとしているのにです。やはりこういう審査の格差のようなものが、富裕層をかなりがっかりさせているところがあるように思っています。このあたりをどうしていくのかが、今後の1つのポイントかなと思います。

3番目で申し上げたいポイントが、世代間の問題です。寄付白書で、年代別の寄附した人の比率が出て来ますが、見ていただきますと、20代は17%、70代は67%ということで、シニアになればなるほど寄附する傾向があります。

これはそうだろうと、やはり若い方よりも経験を積んだ方の方がということがあるのだろうと思うのですが、その一方で、この数字を見ると、私には悲鳴が聞こえます。どういうことかと言うと、差が激し過ぎます。つまり、どの国でもこの差はあるのですが、せいぜい70%、80%ということですね。若い方ももっと寄附します。お年寄りの方も寄附されるわけです。なぜ日本では、こんなに激しい差があるのだろう。でも、若い方にお会いすると、ここの部屋にも若い方がいらっしゃいますけれども、社会貢献意欲はたくさんお持ちなのです。でも、寄附に関してはとてもやろうという感じがしない。

1つの大きな課題だと私が思っているのは、例えば小学校2年生ぐらいの子供たちに途上国の話などをすると、その場でお弁当を寄附するみたいな子どもたちが出てきたりするので、つまり、もともと寄附に関して抵抗感があるというよりは、教育のプロセスの中で大人になるまでの間に、何かがっかりする経験をしているのではないかという気がしてきます。つまり、それがむしろ寄附にネガティブな印象を持たせているのではないか。

実は、私たちは寄附教育を今、全国各地でやっているのですが、ここに1つ大きな課題があるように思っています。もともと社会貢献教育、フィランソロピー教育というのが世界的にあります。これは次の頁に赤字で書いていますが、そもそも最も重要な社会貢献教育の本質とは、一人一人の多様な価値観を尊重するということです。つまり、私は環境が大事とか、私は国際協力に関心があるとか、違って構わないのです。一人一人の多様な価値観に基づいて、社会のためになる行動を選択して実行する。そのことを通じて、自分が社会のために掛け替えのない役割を果たせるのだということを確認することが大事です。つまり、勉強はできないかもしれませんが、いじめられているかもしれませんが、自分で考えて何か自分が誰かのためにやるとそれで人が救われていくことに確信を持つことが、自己肯定感につながる。社会貢献教育では大事だと思っています。

これが本質だと思うのですが、実は私の子どもも公立の小学校、中学校にいますので、先生に聞くと寄附教育をやっていますと言うのです。ではどのようにやっておられるのですかと聞くと、うちの学校でここに寄附することになったから、みんなでここに寄附をしよう。隣の公園

にごみを拾いに行くことになったから全員で行こうと言ってやっているのです。経験としては良いと思うのですが、実は、ものすごく「やらされている感」がある。なぜそうするのが良いのかも自分で考えてもいないですし、かつ、結果もよくわからない。

やはり子どものうちからわくわくしながら選択して寄附することを経験するのがとても大事だなと思っています。私たちは今、「寄附の教室」を70教室やっていますが、そこでは幾つかの団体の事例を見せながら、子どもたちにディスカッションをさせるのです。僕はどこが良いかなみたいなの。そうするとみんな違うのです。そういうことをやっている、本当に自分がどうすれば自分らしく社会のために役立てるか子どもたちが考え、経験することができるということがあります。

結果としては、毎年100万人ぐらい子どもたちが育っていく中で、若干がっかりした経験をして、「社会に役立つ」という、何かすごく大切にピュアな部分で、「なんだ、こんな感じなのか」とがっかりして育ってしまっているのを何とか止めなくてははいけない。これは、今日ここからのとても重要な課題だと思っています。これからの一つの取組課題だと思っています。

最後に、まとめに代えてということです。寄附がなぜ必要なのかということに関しては、私は必ずしもNPO法人や公益法人の財源のために必要だということだけではないと思います。もちろんそれもあるのですけれども、社会のために役立ちたい7割の方が、その全員が皆さんボランティアとか、あるいは本業でやるということではないわけですが、でも、お金を出して応援することで社会の課題の解決に関与していくことができるということが大事なのだと思います。

ここで、ボランティアというのは、自分の時間と労力を使って誰かのために何をする行為だと思いますが、寄附は「誰かを信じて託すこと」だと思っています。逆に言いますと、寄附が進む社会は応援し合って信じて託し合う社会をつくっていくことだとも思っています。そういうことを通じて、行政だけでは今、財政赤字1,000兆円を乗り切れないかもしれない中で、新しい社会の課題解決策に皆のお金が流れて、社会課題の先進国と最近言われる日本が課題解決先進国になることを目指すためにも、寄附が必要だということだと思っています。

そして、先ほど申し上げました、遺贈寄附促進のための取組が骨太のところでは必要になって来るだろうと思います。

そして、この間も「おもてなし」の滝川クリステルさんも財団をつくって動物の殺処分ゼロの活動をやるとおっしゃっていました。まだ公益認定申請はされていませんけれども、ああした取組がどんどん出てくるという富裕層の社会還元、これがシンボリックに重要だと思っています。そのためには、全国の審査の標準化、もう一つは寄附教育を進めていくことだと思っています。

最後に、もう一つ重要になってきますのは、今、例えばマラソンのチャリティーなど、オリンピックに向けてマラソンとかスポーツイベントで寄附ができるという仕組みは幾つかありますが、これを「全国全て」にしましょうみたいなチャレンジを超党派の議連でやっていきましようという動きがあります。あの発想は、私はとてもおもしろいと思っています。今、いろいろな良い種が生まれていますので、例えば携帯電話でものすごく簡単に寄附ができる「かざして募金」の仕組みをある1社が開発したら、それが全社に広がるといったような、そうした仕組みを内閣府さんとも連携をして広げていく、そういうことも必要になってくるのだろうということを思っております。

以上が冒頭で、今後の寄附を進めていって、未来の子供たちのために良い社会を残すための1つの問題提起でございました。ありがとうございました。

<意見交換～公益活動や寄附の現状と課題>

○山下委員長 ありがとうございます。非常に考えさせられる問題提起をいただきました。

先ほど事務局からも説明がありましたけれども、参考資料の3に寄附金収入に関する実態調査というものがあります。内容の説明は省かせていただきましたけれども、この中に現時点での日本における寄附の現状についての一部が表れていると思いますので、御参考にさせていただきたいと思います。

それでは、これからディスカッションに入らせていただきたいと思います。事務局作成の資料2として「本日の意見交換について（参考論点）」というものもありますが、大体世の中このとおりいったことがありませんので、一応これを参考にしながら、今、かなり刺激的な問題提起もいただきましたので、その辺、皆さんから自由な御意見をいただければと思います。

どなたからでも構いませんので、恐縮ですが、手を挙げていただけますでしょうか。

では、当方の北地委員から。

○北地委員 早速でしゃばりまして。

遺贈寄附促進のところは私も非常にそう思っております。私の仕事は公認会計士ですが、ベンチャーの促進とか上場企業とかライフサイエンスの監査をやっています。これは民から民への投資です。この中で幾つか最近気がついてきたことがあります。例えば研究開発の環境、科学の促進のために未公開株の段階で寄附をしたいと、キャピタルゲインを利用してもらいたいということも、資産をキャッシュ化するときに租税回避ではないかと言われるようなことがあって、これがなかなか進まない。これはものすごくもったいないなと思っています。

それから、私の後輩に、御両親が農業をなさっていて、今、東京に来て会計とかインベストメントバンキング業務をやっている者がいます。彼が、親父が死んだら農地の課税の評価の部分の特例が適用されなくなるので、故郷に帰らなくてはいけないというのです。農地を農地のまま継がないといけないわけですが、これを例えば公益法人に寄附して、もちろん公益法人自体が農業をやるわけにはいかないと思いますが、大規模に集約する段階で何らかの形でキャッシュ化したり、あるいはそこに何らかの特養ホームを建てたりというときに活用してもらったりということはできないものだろうか。初めから農業をやる目的でなければここはまた租税回避と言われてしまうので、もちろんファミリー系のところはだめだと思いますが、全く第三者的にやるところの課税のところは何とかなっていないと進まないのではないかと考えています。

○太田理事長 いろいろ今、鶴尾さんから大変良いお話を頂戴いたしましたし、今、北地委員からも問題点が出まして、いろいろ思うところがあるわけですが、何からお話ししていいやら。

今の北地さんのお話からいけば、租税特別措置法の40条というのは、現物の寄附の場合に、現状有姿のまま2年以内に使わなければならない。現状を変更するときはさかのぼって譲渡所得税が寄附者に課せられる。これが非常に大きな問題なのです。

もう時効ですけれども、有名な「事件」がありました。京セラの稲盛さんが多額の寄附をされて京都賞というノーベル賞に匹敵するものを稲盛財団でやっておられるわけですが、あるとき資産の一部を国債にしようと考えた。少し資産運用の先を変えようとお考えになったら、国税庁から譲渡所得課税をしますと言われたということがかつてありました。租税特別措置法40条の用途制限のところを相当大幅に変える必要があると私は思っています。

ちなみに、去年アメリカに調査訪問したのですが、ニューヨーク・コミュニティー・トラストでも、かなり現物の寄附があるのです。時には土地などもある。土地はどうされるのですかと言ったら、土地は管理したり建物を建てるのは大変な手間が掛かるので、すぐに売りますと言っていました。ただし、土地を売っても別にそれで日本のように譲渡所得税が課せられることはないわけなのです。そういう点では、鵜尾さんが言われるように、私ども公益法人協会も5～6年前からストックのところの税制をぜひ拡充していただきたいと申し上げているわけです。

もう一つ、鵜尾さんのお話で、私も全く共感したのだけれども、小学校とか中学校で寄附教育という、これはぜひ日本でもどんどんやっていくべきだと思います。鵜尾さんが一所懸命やっていたらしゃいますので、これからだんだん普及していくと思いますが、昨年アメリカに行ったときに、フィッシュ・厚子さんのフィッシュ財団という家族財団を訪ねました。私は、家族財団というのはどちらかというと、租税回避とまではいかななくても、鵜尾さんの言葉で言えば「半分公」という表現をされましたが、そのような運営をしておられるのかと思ったら、なかなかそうではない。むしろ公益の塊みみたいな運営をやっておられる。

その場に来てくれたもう1つの家族財団も6人中6人が全部親族関係でしたし、フィッシュ財団は6人中5人が親族関係、そういう親族制限は全くない。けれども、5%ペイアウトルールで公益目的のために本当に良い活動をやっていたらしゃるわけです。

フィッシュさんの御主人が我々に挨拶をしてくれたのですが、そのときにこういうことをおっしゃっていたのが非常に感銘的でした。というのは、私は息子が10歳になったら、例えば100ドルを上げる。15歳になったら幾ら上げる、20歳になったら幾ら上げる。それは自分が好きなチャリティー、つまりNPO、非営利団体を自分で選んで寄附をなささいとしていうことなのです。

それから、自分は子ども達を年に1回いろいろ海外旅行に連れていきます。決してパリとかロンドンとか、東京とは言わなかったけれども、誰でも行くような観光地には行かなくて、貧しい地域、インドとかミャンマーとかバングラデシュとか、そういうところに行って、世の中には食べることも困難で、満足な教育も受けられない、医療も受けられない、そういうところにたくさんの方がいるのだということをおぼせていますということをおっしゃられました。これなども非常に私にとっては感動的でした。そういう意味で、鵜尾さんのところの団体がぜひ日本のリーダーとなって、いわゆる寄附文化の醸成に邁進していただくことをお願いしたいと思っていますし、我々も応援したいと思っています。

○山下委員長 ありがとうございます。山内さん、どうぞ。

○山内教授 鵜尾さんの最初のプレゼンに補足して、2つ指摘したいのですけれども、1つは寄附の規模に関してです。

寄附というのは自発的にお金を提供する、それから、直接的な対価がないという2つの要素があると思うのですけれども、対価のあるなしに関して結構濃淡があって、対価が全くないものだけを寄附と捉えるとかなり狭い定義になるのですが、最近は例えばクラウドファンディングのような形で、部分的に対価があるような寄附の集め方もあります。また、例えばアメリカの劇団とかオーケストラなどでよくやられるようなパトロンでお金を出してくれる金額によってコンサートに招待したりというような、ある意味対価を期待した寄附もあります。そのあたりを含めていくと結構外縁部は広がってきているのではないかと思います。

最近、寄附1兆円という話がよく出てくるのですけれども、その外縁部までかなり広く捉え

ると、既に1兆円は超えているのではないだろうか。寄附額の対GDP比は、アメリカで約2%なのですが、日本は大体0.3%ぐらいで、イギリスが0.6%ぐらいです。アメリカの規模に達するのはなかなか大変だと思いますが、イギリスぐらいだと5年から10年ぐらいの射程距離で追いつく可能性はあるのではないかと考えています。そこで、寄附というときに、マネーサプライのように本当にコアの部分と、マネーから遠ざかっていくとM2、M3となりますが、そのような同心円状になっているのかなと思っていますので、寄附についての政策を考えるときにもそういうところを頭に入れておく必要があるのではないかと考えています。

もう一つ、鶴尾さんの最後のところでボランティアの話がされました。実は、寄附とボランティアには結構相関関係があって、寄附をする人はボランティアにも積極的で、ボランティアをする人は寄附をする。それはボランティアをしているときに寄附を求められることもあるし、寄附をきっかけにボランティアに誘われることも多分あると思います。ですから、ボランティアと寄附は非常に密接に関係があるので、そのことを頭に入れておく必要がある。

そのボランティアには2種類ある。スタッフボランティアといういわゆる事務局の仕事を手伝うボランティアと、理事とか評議員のような役員としてかかわるボランティアがあると思うのです。公益法人について考える場合には、結構後者の理事等としてかかわるボランティアが非常に重要で、日本の場合には割と名誉職的に理事を引き受けるケースがあったのですが、その場合でも寄附をしてくれる人とのつながりを期待して理事になってもらうというのは、理事を選ぶときの1つの選択基準だったと思うのです。それが一般法人の制度が変わって、以前だと委任状でよかったのが実際に理事会に出なくてははいけなくなった。そういう制度改革によって、あるいは理事が、言葉は悪いですが小粒化しているのではないかという気がします。そのあたりがボードのメンバーによって、寄附というお金を持ってきてくれるというボランティアの役割がちょっと変わってきたのかなという感じもしていますので、そのあたりは制度改革が一応一段落したので、今後注視していきたいと思っています。

○山下委員長 ありがとうございます。

関連して、あるいはそれ以外でもいかがですか。山岡さん、どうぞ。

○山岡顧問 これからお話しすることと関連するかどうか、どこかでしていると思うのですが、鶴尾さんからのプレゼンテーションは、非常に説得力があるなと思いました。

私も、いろいろな寄附を受けたり、仲介したり、相談したりということがあります。小規模なNPO法人、市民団体が寄附を集めるという場合もありますが、何か資産を有効に使いたいという相談もあります。今から5~6年前のことですが、アメリカの日系の方が、親父さんが遺産として残してとにかくこれを日本人の困っている人のために使ってくれというので預かった株があるというのです。20年間放っておいたが、自分も年をとったので何とかしなくてはならないというので、その株を、市民社会創造ファンドというNPO法人で頂いたことがあります。株はすぐに売ってしまったわけですが、7,000万円ぐらいのお金になって、それは自由に使ってよいということでした。我々は特別会計として、すぐ使ってもしょうがないし、また延々と長く少しずつ使ってもしょうがないので、5~6年で使い切る予定で、今、ほぼ使い切ったところです。非常に自由にできる寄附で、どう使ってもよい。今年使わないといけないとか、永遠に記念して使ってくれとかではなくて、我々にとっては非常に使い勝手が良い寄附でした。我々の事業の都合に合わせて、概ね5年以内に使わせていただきますと、これは大事な株かもしれないけれども、今の時点で売らせていただきますと言って現金に換えて5~6年で使いました。それは非常に使い勝手の良かった寄附だなと思います。

教育のことで思い出したのですけれども、ある東京近郊で、私がずっとアドバイザーをしているNPO法人から聞いたのですが、おばあちゃんが大事にアパートを持っていて、その1階で地域のためのサロンをやっている。そのおばあちゃんがもう90歳近いのですが、ふと孫が話し合っているのを聞いたというのです。おばあちゃんが亡くなったらこのアパートと土地を売ってしまおうねという話を聞いて、おばあちゃんが愕然としてそのNPO法人に相談したわけです。私はここを大事に使ってきた、今後も大事に使いたい、どうしたらよいだろうかというので、とりあえずは困った人たちが入れるケアつきのアパートをうまくつくって、サロンはおばあちゃんだけでは大変だからNPO法人で運営委員会をつくって地域のサロンにしましょうと。今、それが始まったところなのですが、おばあちゃんが亡くなった後どうしようというときに、本当にお孫さんのフィランソロピー教育がしっかりしていれば、おばあちゃんの遺志を継いでということになるのだけれども、そういう経験がないと、売ってしまってけんかしないで分けようねという話になってしまう。今、こういう親の遺産と遺志を子どもたちがどう生かすかという問題があります。

それから、これはまた明日相談に乗る予定なのですが、ある人が、親が亡くなったので家を数軒持っていて、売って自分はこれで市民ファンドのようなことをやりたいのだけれども、どういう仕組みが良いか相談に乗ってほしいというものです。認定NPO法人でいくのか、公益財団法人でいくのか、公益信託でいくのか、あるいはもっと別の団体にまとめて寄附してしまうのが良いのか、いろいろなやり方がある。さて、どういうのが良いかしらということですが、結構皆さん、いろいろな形で役に立ちたいと思っている。それが寄附という形をとるのかどうかはわかりませんが、そういう相談は日本中に増えています。

ここで重要になるのが、今回、この問題提起の参考論点で「寄附をする側」の課題と「寄附を集める側」の課題とされていますが、重要なのは、その中間の問題です。寄附を仲介する、あるいは寄附について相談に乗る、後の論点で中間支援団体というものが出てきていますが、資金寄附に関する中間支援団体は日本ではものすごく貧弱な実態にある。鶴尾さんのところが5年前に出てきたのでやっと日本に寄附に関する相談というか中間組織が出来ましたが、地方にはなかなかありません。もちろん公認会計士等でそれぞれの地域で相談に乗るようにしていただくのも重要かと思いますが、もっといろいろな立場でどういう寄附がいいのか相談に乗れる、そういう相談機能が全国に広がれば、寄附も相当広がる可能性があるのではないかと。

学校が教育を担うのも良いのですが、むしろ家庭と一緒に、おじいちゃんやおばあちゃんが孫に教育するのが本当が一番良いのですよ。おじいちゃんは70%も寄附しているわけだから、20%しかしていない孫たちに、お父さんは忙しくてだめかもしれないけれども、おじいちゃん、おばあちゃんが孫たちにフィランソロピー教育をするのが本当が一番良いのではないかと思うのです。

そのような仕組みをつくるにも、いろいろな中間支援団体が重要です。私は今回、助成財団センターの肩書きも記しましたが、助成財団というのは、寄附の仲介組織なのです。寄附をするだけの側でもなく、集めるだけの側でもない。その中間にあって集めながら寄附するという、そのいわゆる仲介組織を多様につくっていくことが重要ではないか。各地域の市民ファンドもそうですが、それと同時に寄附の仲介だけではなくて、寄附という行為に対して社会的な説明もし、相談にも乗るような組織がたくさんできれば、寄附をする側も受ける側もおのずと良い関係ができてくるのではないかという感じがします。

それから、多様な寄附に対しては、収支相償の問題もありますけれども、先ほど御紹介した

ような使い勝手の良い寄附ということでは、今すぐ全部使わなくてもいいよと、5～6年かけて使ってもいいよということになれば、大変活動がしやすくなると思います。

財団のことで言いますと、年度末に多額の寄附をぱっと受けることはよくあります。それを基本財産に入れるのも大変だし、特定の資金にするのも大変だ。ということになると、本末転倒ですが、「今年度の寄附は来年度に遅らせてください」とか、そういう都合をつけないといけない。助成財団から見ると、収支相償というのは極めて不便で使いにくくて寄附のインセンティブを落とす仕組みなので、これについては助成財団以外もそうかもしれませんけれども、何か考えた方がよいなという気がします。

市民団体について言いますと、一般法人をつかって公益法人になるというコースと、従来からのNPO法人をつかって認定NPO法人になるという2つのコースがあるわけです。これもどちらのコースが良いかというのはそれぞれの団体の性格によって違うのですが、実はその相談に乗れるところがない。これも先ほどの中間支援組織がきちっと相談に乗ると、おたくの団体だったら一般法人から公益認定を受ける方がよいよ、おたくはやはりNPO法人でしっかりいって数値目標で認定とった方がよいねという相談に乗ることは必要かと思えます。

実は、日本に2つの非営利・公益法人の概念があるのは、私は非常に良いことだと思うのです。公益認定は支出の予算が基本的な要件になります。認定NPO法人は収入の決算が要件なのです。だから全然別の概念で、別の構造で「公益」性が決まっている。これはおもしろい。この2つの制度が日本にあるというのは、私は良いことだと思うのです。一方は公益とは何かということで、一方は徹底的な数量の比率なり絶対値の概念でいく。

ということで、私は今のところ、この2つの寄附税制のコースがあるということは非常に良いことだと思います。しかし、その入口のところで、NPO法人か一般法人かを選ばないといけないという点については、これは何とかした方がよいなと思います。その段階では、地方では一般法人についてはほとんど相談に乗る機能がありませんので、何とかしてそれぞれの地域で、一般法人になる段階で相談が受けられるような仕組みも必要かなということがあります。そのためには2つのコースの特徴なりそういうものをしっかりと理解して相談に乗らないといけないわけですが、それが可能かという課題があるかなという気がいたしました。

○山下委員長 どうもありがとうございました。どうぞ、両宮委員。

○両宮委員長代理 これだけのメンバーで、私たちだけが聞くのがもったいないぐらいで、本来ならば500人ぐらい、もっとたくさんの方が聞かれるということが重要だと思うのです。

こちらから出している席上配付資料の寄附金収入額規模別の法人の割合の数字を見たとき、私は愕然としました。公益認定を受けた法人の半数が寄附を集めていないのです。寄附金受入額ゼロなのです。中央値を出すと寄附金ゼロとかとなると困るのです。さて、審査の過程では、申請法人に対して、公益認定を受けようとするのはどうしてなのですかとお聞きすることはあまりないのですが、公益法人ではなく一般法人に移行しようとするのはどうしてですかとお聞きすることがあります。回答は様々ですが、その中に、別に寄附を集めるわけでもないとか、面倒くさいとかあります。しかし、公益認定を受けようとする理由は、それを聞いていないこともあって、はっきりしていなかったのです。皆さんが公益認定を受けるものだとは私などは最初思っていたのですが、意外と一般法人に行く法人数が多かった。

先ほどの鶴尾さんの御説明の中でも、寄附をするというのは信頼関係だというお話がありました。正にその法人を信頼して、私のお金を託すということで、基本的に公益活動というのはそういう多くの人たちの信頼関係の中でつながっていくものだと思います。それはもちろん教

育もあるのでしょうし、いろいろな歴史的な問題、宗教的な教育とかいろいろなことが言われます。けれどもやはり寄附したいという人たちがいて、しかし、どうやってそれを出してよいかわからない、相手を信頼できない。私の寄附がどう使われているかわからないからと必ず言うのですが、では、どう使われているかわかるものにすごく立派なパンフレットをつくって、これだけのお金を使いましたと、そういう説明をすれば、それでオーケーするのでしょうか。それがどう使われているかわからないというのは、そこに参加して、実際に事業をやっていく、あるいは相手先の法人に自分が信頼できる人がやっているとか、何かきっかけがないとどうも寄附はしないのではないかと思います。

先ほどの寄附者の年齢層とかというのを見ますと、若い人たちは少なく年寄りの方が多い。それ以外に女性が多いのです。これは日本だけではなくて海外でも特徴なのです。女性はこういう活動に対してシンパシーを持っているし、そういう言い方はおかしいですけども、割と学歴の高い女性がこういう活動に参加するというデータも出ています。そういう意味では、女性の方が社会の仕組みを変えることに対して余り違和感がないのかなということもあって、もっと女性を参加させていただければと思います。

○太田理事長 だんだん大変重要な論点になってきたものですから、今日はちょっと私は黙ってしようかなと思っていたのだけれども、しゃべりたくなってきたので、2つ申し上げます。

1つは、寄附者にとって、自分の使ったお金の「見える化」、可視化は徹底的に重要だと思うのです。1億円、100億円寄附した人は当然ですけども、たとえ1万円であってもどのように使われたということが非常に必要だと思うのです。

1つ例を申し上げますと、会津育英会というのがあります。これは会津にありまして、明治34年にできた財団です。会津は、御承知のように戊辰戦争で敗れまして、賊軍になってしまって、とても明治新政府では誰も役人とか上の方には登用されない。しかし、私たちは頑張ろうというので、これから社会は必ず教育が必要になるからというのでつくったのが会津育英会です。そして、福島県の地方からいろいろな人を輩出しているわけです。そのときに、自分たちで育英会をつくりましょうというので、何と会津地方に住む2万4,693人の人からお金を寄附してもらっているのです。そして2万8,700円の寄附金を集めまして、それを元手に会津育英会をつくっているわけです。会津若松地方の所帯の63%が寄附をしている。

そのように、自分たちがこれから何かをやるためにみんなでお金を出し合おうと言えば、日本人であっても当然寄附をしてくれるという歴史はあると私は思うのです。今回の東日本大震災でもあれだけの寄附が集まったというのは、自分たちのお金がこのように使われるのだというのが明らかな場合だからです。ですから、ここで悪口を言ってもしょうがないのだけれども、何だかわからない、感謝状1枚とかそういうものではなくて、本当に使われることの可視化が重要なのですね。

その反面、それではどういうことが我々にとって必要かということ、徹底した透明性、情報の公開だと思うのです。それがどうも今まで、公益法人もそうですし、NPO法人もそうですし、社会福祉法人などはもっとそうかもわかりませんが、いわゆる情報公開が必ずしも十分進んでいない。これでもって「見えなく」なるわけです。そういう意味で、私は今後寄附を受ける側の市民団体といえましょうか、非営利法人などは、情報公開をぜひしっかりしてもらいたいと思うのです。

ここで非常にショッキングなことを申し上げますけれども、世界各国の市民から見た信頼度の高いセクターはどこですかというのを5年おきに調査している団体があります。この調査の

一番最近の結果だと思いますが、大体どこでも軍隊とか警察とか裁判所とか、これはナンバーワンなのです。一番信頼度が高い。国民の70%から信頼を受けているのが、どこの国でも軍隊とか裁判所とか警察とかです。

その中で、アメリカとかイギリス、フランスでは、慈善団体が1位か2位なのです。慈善団体と書いてありますからどういうことなのかよくわかりませんが、恐らく非営利の団体が裁判所、軍隊と並んで1位とか2位にランクされている。

ところが、日本では、非営利団体は政府と全く同じで2割しか信頼を受けていないのです。政府もそうなのです。政党は10%しか、宗教団体も10%しか信頼していません。

やはりこれは我々の責任だと思うのです。非営利団体が20%しか信頼されていないようなことになってしまった原因というのは、我々法人関係者自らが反省していかなければいけない。そのためにはガバナンスとか、あるいはディスクロージャーを徹底して行って、本当に信頼されるような基盤をつくっていかないと、どんどん寄附だけくださいますよと言ってもなかなかうまくはいかないだろうと思うのです。

○山下委員長 重要な御指摘だと思います。加藤さん、どうぞ。

○加藤専務理事 中間支援組織の悩みを申し上げたいと思うのですけれども、我々は公益社団法人で、お金、寄附を集めてまた分配するという仕事もやっていますが、その中で幾つかなかなか理解できない事柄があります。

一つ例を挙げますと、公益法人の改革以前に極めて特例なのですけれども、我々は「助成認定制度」というのを国税から認められていた。いわゆる公益増進法人の機能を一部持つという法人だったのですが、それは我々を経由して寄附をされると税の優遇が受けられるという制度であったのですが、公益法人の改革が進んだので、この制度そのものが恐らく我々の見通しでは要らなくなるだろうと思ったのです。

というのは、いろいろな活動団体自らが公益法人化される場合が増えてくるだろう。あるいは、こうした中間支援の組織も増えてくるだろう。したがって、我々のこの制度を活用される方々は激減する、ないしはゼロでもよいのではないか、この制度自体を廃止してもよいかもしれないし、もっと別の新しいファンドの形成みたいなことをした方がよいのではないかと思います。そう思っていたら、ここ数年ですけれども、公益法人の改革が終わったにもかかわらず、この制度を通じた寄附金額が増えているのです。つまり、規模の大きな事業でこの制度を活用される人たちがいるということがわかったのです。

そこで、大口のプロジェクトでこの制度を活用されるのならば、その活動団体自体が公益法人化されることがよりふさわしいのではないかと考え、今、一件一件訪ねて自ら公益法人になられてはどうですかとそういうお話をしているのです。これは、もしそうすると我々のところを資金が通過しなくなり、我々の仕事が減るので、法人経営上はこれが良いことかどうかは何とも言えないのですが、そのようにやってはどうですかとお勧めしているわけです。実際には、さはさりながら、プロジェクト全体の規模も小さいし、寄附金を集める額も小さいものについては、我々の制度を御利用になってもよいかと一部考え方を考えてきていたのですが、いずれにしても、なぜ我々の制度を使わないで直接公益法人となつてはどうかと我々が考えたのか。

それは、寄附をされる側とそれを助成金として受け取る側、特に受け取る側の公益性を、この間に立つ中間支援組織が保証していることにはなるのではないかと考えたからなのです。つまり、我々が、公益性を自ら持たない法人の公益性を保証していることになっているのではないかと。直接寄附されたら税の優遇を受けられないのに、我々を経由すると税の優遇が受けられ

るということは、そういうことだろう。つまり、公益を保証する以上は、軽々にやって良いことかどうかという疑問が我々に湧いてくるわけです。それに、寄附を最終的に受け取られる側の調査をきちんとやらなければ、こういう活動が本当に公益性と言えるかどうかを我々が代わりに保証することはできないのではないかと。私のところでは、もちろんそういう機能を持っているのですが、きちんと審査をし、調査もやらなくてはならないのではないかと。しかし、それには相当なコストが掛かる。相当なコストが掛かるので、例えば御寄附を受けたうちの1割程度、そうした調査とか審査とか、あるいは後のフォローとかに使いたいと考えて、そういう制度づくりをしようとすると、その部分の寄附金の取扱いは、税法上消費税の対象になりますねという話が出てくる。

そういう指導を今、実際に受けているのですけれども、それでどうしろと言われたかというのと、仮に100万円寄附を受けたら、100万円そっくり全額寄附をしない限りは消費税の対象になりますという話が出てきています。もちろん非常に細かい計算その他についてはいろいろと永遠に私には理解できない数値計算があるようなのですけれども、そのことは置いて、大きな考え方で言うと、そういうことだと思います。

しかし問題は、100万円御寄附いただいたものを100万円そのままそっくり寄附するということは、我々が公益性の保証するための仕事から逃げていることになりそうですよということなのです。公益法人としてはそんなことはできません。きちんと公益性を担保できるものにしかお金を配分することはできない。そこには当然コストが掛かる。こういうことについての認識をぜひお考えいただきたいという点が1つです。

次に申し上げたい点は、私どもの会員の7～8割は企業なのですけれども、企業の中には自ら財団をつくっているケースがあるわけです。私どもがカバーしているのが文化の領域ですから、例えば美術館をお持ちの財団とかが結構あるわけですね。そうしたときに、企業がお金を出すためには、社員の理解がすごく重要であって、社員が理解してくれないと、企業は美術館に金など出せない。そこで、企業にお金を出してもらうためには、当然我が美術館がどんなに良い美術館かをその企業の社員に見てもらわなければならない。というよりも、いつも理解してもらわなくてははいけない。ということで、では、例えば社員が来るときには無料で入れるような制度をつくりたいとすると、チケットを発行して、つまり招待券を社員に発行すると金券とみなされて課税の対象になるかもしれませんよというところまでは、私もわからないでもない。けれども、例えば、社員証を出せば美術館に行けるということ、公益法人としての美術館が社員に告知をすることは、対価の提供がなされるもので、公益法人としてはいかがなものかということを知ってききましたと、ある財団の担当者が言うわけです。

そういうことをひっくるめて、本当に現場の寄附文化を醸成していこうということであれば、出捐者の理解が非常に重要なのですが、それをどうやって得ていくか。もちろん明らかに金券発行のような形にみなされることはやめてくださいよという御指導はよいと思うのですが、その際に、もうちょっと上手なやり方をお考えになったらどうですかというところがあると良いのではないかなと思っています。

これは少し観点の違う事柄なのですけれども、企業の中から時々御相談を受けて、今の遺贈の問題とやや近いのですが、特にオーナー系というか創業者がまだお元気というか、創業者利益に非常にたくさん入ったようなケースの場合に、できるだけ何らかの公益財団をおつくりになって、そこに御寄附をされてはどうですかということがあります。そうしたときに、株式の寄附の制限というものが幾つかあって、ある意味で理屈は一見わかるような気もするのですが、

一方と言うと、むしろそうした公益法人が、例えばある企業の筆頭株主になるというケースはむしろ奨励すべきことなのではないかと私は思うわけです。

公益法人の観点からいうと、営利法人の活動が社会性を高めていくためにも、むしろ営利団体自らがつくった公益法人がその営利法人の頭株主あるいは大口の株主になることによって、常に営利法人を監督できる立場になり、その経営の透明性をもっと主張していくことが可能になってくるのではないかと。そう考えると、一般の株主だけではなくて、公益法人がある程度の株を持つということは、かえって公益性を世の中に敷衍していくには非常に重要なのではないかと思います。そうしたことも、いろいろと検討をしていただきたいと思います。

もう一つは、我々の立場からいうと、いわゆる収支相償原則が永遠に理解できないのです。何を求めているのかは理解しているが、何のためにこれを求めているのかが一向に理解できないところがあります。

それは例えば今、マスコミなどでは、社会福祉法人が儲け過ぎているらしいということが話題になっています。どうも理事長の職が売買されたりするぐらい儲かっているらしいという話になって、ああいうマスコミの論調を見ると、公益法人が儲けることはいけないと書いてあるのです。本来儲けるべきではない公益法人が儲けているのは何事かと書いてあるけれども、これは明らかに認識の誤りではないか。活動を継続するために利益を上げること自体は法人に認められているはずなので、その利益をもちろん本来の公益目的の事業に再投資しなさい、分配してはなりませんということとはよく理解できているのですが、一般的な人々の社会の理解は、ともかく公益法人たるもの儲けてはならないということになりがちである。

しかし、儲けてはならないで公益法人を運営していると、すぐ潰れますよ。私も今の組織がいつ倒産するか、常に非常にリスクを感じ、特にキャッシュフローの面で大変いつも悩んでいます。そうしたことを考えると、当然ある程度の利益を上げていなければ、リスクを回避できない。特にキャッシュフローはどんな法人にとっても非常に重要な課題です。法人運営のためのキャッシュフローの部分について柔軟な対応ができるように、もちろんそのことによって利益を得たものを役員に多額の報酬を払う、その他分配をすることが禁じられていることはよく承知をしているけれども、そういうところのもう少し経営に対する柔軟な理解というものが必要だ。もっと言うと、社会の理解をもうちょっとその点は促進していただかないといけないのではないかと。ともかく利益を出してはいけない、儲けているとはけしからぬということになるといかなものか。公益法人といえども、儲けることによってさらに公益事業を展開するのであれば、儲けること自体は立派な行為のはずなので、それでよいわけですから、何かその辺が本末転倒しているのではないのかなという感じを持っているという、日ごろの悩みを申しあげました。

○山下委員長 どうもありがとうございます。どうぞ、黒田さん。

○黒田事務局長・理事 冒頭の鶴尾さんの話、すごくいろいろ考えさせられることがあって良かったと思います。

ちょっと違う話になってしまうかもしれないのですが、特に公益法人ということで申し上げると、失礼な言い方になるかもしれないのですが、公益法人は非常に特別な世界の人たちというイメージがあるのです。NPO法人には、地域とか、一般の人たちとのかかわりがもう少しあるのかなという気がするのですが、公益法人は少し遠い存在なのかなと思ったりします。

先ほどの鶴尾さんの話にもありましたけれども、7割近い人が社会のために何かをしたいと

考えている。一方で、公益法人は、そのように一括りにしてはいけませんが、先ほどの両宮委員のお話でも、5割ぐらいが寄附を集めていない。NPO法人も寄附を集めていない割合はかなり高いかと思うのですが、そういった社会貢献に関心の高い個人と公益活動を担う団体とが繋がっていない感じがするのです。

もちろんミッションというものがきちっとあるかどうかなど、いろいろなことがあるのですが、印象として、多分そういった寄附を集めていない組織というのは、かなり「自己完結」をしているような感じがします。例えばお金は欲しいけれども口は出してほしくないとか、自分たちだけでいろいろなことができちゃう、ということもあるのではないかと思うのです。今も企業の話が出ましたが、昨今、企業の議論の中でも、企業と社会という話が最近よく出て来ています。それは、経済性と社会性の両立であったり、社会の要請にきちっと応えていくというようなことです。そういったことの前提には、企業というものが経済性のみを追求することが、逆に社会にマイナスの影響を与えてしまうことがあるといった議論がありますが、そういったときに、公益法人や非営利組織は社会のどこに位置しているのかが、最近ちょっと見えにくい感じがしているのです。

自組織の反省もあるのですが、寄附を集めるという行為自体はお金が入ってくるためにするという以上に、自分たちのミッションの共感の輪を広げるのが非常に大きな意味としてあると思います。

例えばちゃんと社会課題を特定していて、自分たちがその課題を解決するための有効な手段、方法をきちっと示しているのかどうか。おそらく多くの人にはそこにしか共感してくれないと思います。そういうことを通して自分の組織を見直すきっかけにもなりますし、そういった中でももちろん費用対効果のことであるとか、さまざまなことももちろん考えていかなければいけない。そのように社会とつながりを持つことによって、自分たちのことを再度見直すことができ、そういうことによって社会が今、何を要請しているのかも見えてくるのかなと思います。そういったことを考えると、寄附を募るということは、単に経済的なことだけではなくて、組織にとって非常に大きなインパクトがあるのではないかと思います。

もう一つ、本日の資料のこちらの論点のところ企業のこと書いてあったので、そのことについても少し申し上げたいと思います。NGOと企業の連携推進ネットワークというのがあり、私はそのアドバイザーをずっとやっております。そこで最近議論があったのですが、ある企業の方が、私たちはなぜNGOとかNPOと連携するのかという話の中で、その方がおっしゃられたことは、自分たちは寄附先を探しているわけではない、社会課題を解決して、新しい価値を創造するパートナーを探しているのだということでした。そういった視点は、寄附を受け取ろうとする側においてもしっかりと持っていないといけないと思います。

公益法人とかNPOにとって、非常に大きく、またふさわしい役割としてあるのは、いろいろなセクターをつなぐということだと思います。社会課題というのも自組織だけで完結して全部をやるということではなくて、例えば地域のいろいろな団体であったり、自治体であったり、農家さんだったり、いろいろなところと現場をつないで解決することが重要ですし、また、利害関係が比較的少ない非営利組織だからできることだとも思うのです。企業から寄附を頂くことだけではなく、例えば企業と現場をつなぐとか、そういったところにこそ公益法人とかNPOが果たし得る非常に大きな役割があるのではないかと思います。

これは実際に私の法人がかかわっている東北の人たちからも、もっと企業とかかわりたいのだけれどもどうしたらつながれるのかなとかという要請があります。また、途上国における、

例えばBOPビジネス（貧困層を対象としたビジネス）などを展開する場合も、現地のニーズと企業をつなぎ役がないとなかなかうまくいかないということがあります。そういった取組を既にやっていらっしやるところも多いと思いますが、そのあたりに非営利セクターならではの役割があるのではないかと考えています。

○山下委員長 ありがとうございます。

今までのことも含めて、追加で御質問、御意見とかありますか。どうぞ、北地委員。

○北地委員 幾つか御意見お伺いしてまして、非常に感じたことがあります。

まず、NPOと公益法人のお話が先ほど黒田さんからありましたけれども、私は実家が神戸にあって震災に遭いましたので、その後のNPO法のところにも御協力させていただいて、最初は本当に善意だけでやっている方々が多かったのですけれども、実は規模が大きくなってくると、NPOは必ずしも歓迎できない方々が入ってくることを排除できない。オープンな組織だからこそその良さもありますが、その欠点が目立つこともありました。

その点で、公益法人はガバナンスはもうちょっとしっかりした形になれるのかなと思ってはいます。ただし、自己完結的と言われた御指摘の点は、正に最近感じているところです。私たちは男子校で一貫教育6年のところで育ったものですから、余り親御さんが経済的に恵まれていない方々が時々出ますので、年末に同窓生で母校に寄附をしようということになります。自分は公認会計士ですので、しつこくメーリングリストに回して、3回ぐらいやると幾らか集まります。でも、それだけ寄附をするのですけれども、母校だけではなくてほかにもやろうよということになって、幾つかの財団にお電話したりしたのですが、そうすると、いくつかの法人からは、うちは寄附を担当する者がおりませんので話を持ってこられても困りますということを言われて、愕然としたことがあります。

鵜尾さんが資料にも書かれていらっしやいましたけれども、恐らく、寄附文化ということもそうですが、受ける方ももっと御自分たちでPRしていくとか、そういうことをしなくてはいけないと思います。

収支相償という問題について、加藤さんからお話がありましたが、この問題も多分今申し上げたこととのセットで考えるべきだろうと思います。本来は集めたお金をきちんと公益目的事業に使い切って、さらに集めるお金を増やしてくださいという発想の下にあるのだろうと思いますが、収入のところが不安定ですので、どうしても法人さんの存続にかかわってくるお話につながってしまうのかなと思っています。

ですから、自己完結的というのは、正に本当に改めていかなければいけないところだと思います。

○山下委員長 鵜尾さん、どうぞ。

○鵜尾代表理事 私も神戸出身でございまして、神戸つながりで次にコメントを差し上げます。

私自身もずっとこのテーマにかかわっていて感じているところですが、まず、今、おっしゃられていましたスケールアウトしないと言いますか、小さいまま自己完結しているNPO法人や公益法人の存在という議論が一つあるかと思っています。私も全国津々浦々見て回って思うのは、1つの町で1つの良い課題の解決策を見つけて、良い感じでボランティアも入れて回して、良いモデルが日本でも出来ます。出来ますが、それが隣町には広がらない。市全体の活動にならない。全国に広がらない。企業でしたら、そこで上場してスケールアウトするということになるとは思います。社会課題の解決もどっと広がっていくタイミングというのが本来ニーズは全国にあるわけで、必要なはずなのですが、実際にはこれがなかなか起こっていない。

実は寄附というのは、施しのお金というだけではない。欧米を見ますと非常におもしろいなと思う事業に対してまとまったお金、例えば1億円出すから全国に広げてみようよみたいなことが起こったりすることがあるわけなのですが、こうしたタイプのお金は、日本では確かにあまり流れていないと思います。

先ほど両宮委員が指摘されたとおり、公益法人も含めて、実際にはなかなか寄附を求めないということです。「ファンドレイジングしない」ということですが、これはどうしたらするようになるのかなと考えてみますと、ただ「君たちはすべきだ」と言ってもきっとやらないだろう。間違いなくやらないですね。そうすると、「しようと思う」とはどういうことかという、やはり「腑に落ち」なければいけない。こういうことをすることに意味があるのだと、自分たちにとって意味があるということが腑に落ちれば、ではやってみようと思うに違いない。

そう考えたときに、私はいくつか軸があると思ったのです。いずれも「共感性のマネジメント」に関する事柄です。

そもそも実は、団体の財源の安定的な成長に非常に大きな影響がある要素は何かということ、いろいろな事例で調べてみますと、1個の財源で、例えば売上げの事業収入のうちはやっている、寄附は要らないのですと言っている団体もあつたりします。ですが、実は会費を集め始めると、共感してファン層が増えてきます。そういう人に入ってもらおうと思うと共感してもらわなくてはいけないので、一所懸命アピールするようになる。そうすると今度は、その人たちが事業収入を上げるための商品について、例えばどこかの企業さんが店舗を貸してくれたりとかして、流通チャネルが一気に増えて、売上げが増え始めたりとか、企業の協賛が増えたりする。このように、共感性というのは、様々な意味で財源の面にも相乗効果をもたらし得る。

逆に言うと、1個の財源、例えば行政の委託でも介護保険の収入でも何でもよいですが、1個の財源に頼ることの危険性を考えないといけない。今、私たちは認定ファンドレイザーの資格制度の中では、実は寄附だけではなくて事業収入の上げ方も、助成金の取り方も、それを生かして未来に投資するやり方も全部教えるのですが、それをトータルでマネジメントして成長させようということが、まず共通理解としてファンドレイジングをする側にとって必要なのかなと思います。

2つ目は、渋谷でゴミ拾いをやっている団体がありますが、あの事例を聞いておもしろいなと思うことがあります。ゴミ拾いをやっている団体は、一所懸命まず自己完結的にゴミ拾いをやればよいということで、ボランティアとスタッフで自分たちでゴミ拾いをやります。しかし、いつまでたってもゴミはなくなるわけですね。そこで、そもそもゴミを捨てないようにしようという共感性を社会に広げることも、ゴミを自分たちで拾うのと同じように重要であるということに途中から気が付くわけです。では、広報をすればよいではないか。ホームページに書いて、チラシを配って、でも、それでもみんななかなかゴミを捨てなくなるわけでは。でも、寄附して応援したくなるぐらいこの人たちの思いに共感してしまうと、その人たちが媒体となってどんどん発信をしてくれて、仲間を巻き込んで、「変えていって」くれるわけです。つまり、社会の課題解決を本気で考えたら、自分たちだけでやって世の中を変えられるというのは多分不可能であって、人を巻き込まないと無理だということです。7割の人はそれにいつでも反応し得るレディーの状態だということがあるのだと思います。

これを見つけるポイントは、イギリスの例で、御案内の方もいらっしゃると思いますが、「寄附は投票である」という考え方です。つまり、NPOや公益的な活動が社会に支持されている

かのバロメーターであるという考え方です。ですので、例えばイギリスでは政府が出すお金は、寄附を集めていない団体に対しては出ないということがあったりします。人々の共感と支持がないからです。行政サイドからしますと、寄附をたくさん集めている団体は、例えば自分たちが10のお金を入れれば、寄附や会費の応援とかボランティアを巻き込んで、それを20の価値にしてくれるだろうという気がします。ですが、私たちは行政のお金全部でやっているのですという団体は、10渡したら10しかやらない。この差はやはり大きいわけです。このレバレッジ（槌子）の議論というのがファンドレイジングする側から見るとあるのだろうなという感じがいたします。

そういうことが広がっていく上においては、これは余談ですが、今、休眠口座の活用という話を最近新聞で見るようになりました。休眠口座の国民会議には実は私もかかわってやっています。あの議論は、年間800億円の休眠預金のうち払戻しの分を残して500億円を社会に流すということですが、あれが回っていく上でとても重要な軸は、それが新たな依存構造を生んでしまっただけでは余り意味がないのだろうなということです。国民会議の議論の中でも、1つの軸として、例えば休眠預金のお金を受けて3年間から5年間事業をやる公益法人やNPO法人が出ます。ただし、その期間中に自己財源、事業収入であったり会費や寄附のお金の絶対額が少しでも増えたかどうかということも、ちゃんと3年後の評価に加えたら良いのではないかという議論も出たりしています。

いくつか申し上げましたが、そうしたお金の出し手側が社会に支持されているかどうかを見ていくことも、1つの重要な軸としてあるかなと思います。

○山下委員長 ありがとうございます。どうぞ、山岡さん。

○山岡顧問 今の北地さんの話とか、あるいは加藤さんの話も含めて、いろいろなところでいろいろな相談に乗れる人がいることが重要だと思います。認定ファンドレイザーも大量に養成したけれども、ファンドレイザーになっても必ずしも仕事はないという状況が、今の日本ではないかと思うのです。

寄附を仲介する組織なり個人なりが寄附の一定額を使用できるという常識と言いますか、正に文化を我々はつくっていかなくてはいけないのではないかと大分前から思っています。私も日本NPOセンターでは、3.11の東日本大震災の直後に、現地NPO応援基金というものを設立しまして、いろいろな方からこれまでに2億円余りも寄附いただいて、まだ毎年毎年助成を年に2回やっています。その際、募金開始に当たり、寄附金の15%は我々の募金の管理費に使いますということをかなり思い切って宣言しました。10%にするか20%にするかという議論もあったのですが、結局15%としました。当初は寄附をしようとする企業や個人からもそんなに高い率で取るんですかという話もあったのですが、我々は責任を持って現地にしょっちゅう足を運んでいますし、また、できたもののパンフレットを作成するとか、選考委員会でしっかりと議論するとかというと、実は15%でもぎりぎりの数字ですね。

今では多くの人に御理解いただいて、私どもはちゃんといろいろなパンフレットとかメール上で公開していますので、そういうことであればということで何の抵抗もなくやっています。しかし、最初に切り出したときはすごく決断が要りました。最初のうちはあちこち海外からの募金にもいろいろありました。これも説得してちゃんと理解していただきました。そういう意味で、抵抗はあるかもしれないけれども、我々は一步步新しい経験をつくっていく。そして、やはりそうだねという話をつくっていく、そういう文化をつくっていくことをやらないといけないのではないかという気がしています。

実際には15%では足りないものですから、事情を知ったある企業は、うちはこれをぼんと寄附します。しかし、これは助成金に使わなくてよいです。もっともこの活動は社会のために広く広めるために使ってくださいという形でかなりまとまったお金を頂いたので、さらに一層現地のフォローアップとか現地における報告会を頻りにやっております。

単なる助成だけではなくて、実際には助成以上にさまざまな付加価値のある対応をしていくということが助成の中間組織であったり、相談組織には重要だと思っております。足しげく現場に通ってということになりますと、寄附の一定額、それが10%であるか、15%であるか、20%が必要なのかは別として、一定額、一定割合はそれぞれのフォローアップを行うために必要となります。そうすると、ファンドレイザーの役割なども、しっかりわかってくる。「文化」として定着するということは、ある意味そういうことではないかという感じがします。必要な経費はきちっと確保できる仕組みの中で、サステナブル（持続可能）な仕組みをつくっていくことが重要ではないでしょうか。

○山下委員長 どうぞ、加藤さん。

<意見交換～今後の取組等について>

○加藤専務理事 自分たちの悩みだけ言ってというのも何ですので、先に向けての御提案もペーパーの中にあつたので、その点も含めてコメントしたいと思います。

正に東日本大震災のときは多額の寄附が集まりました。これはありがたかった。我々も恐らく被災者に対するさまざまな生命線の支援とか、必要なライフラインの支援、その他そういうことが行われるだろうと思ったのですが、同時に、絶対に文化が要るはずだということも強く思っていました。そこで、いち早く文化による被災地支援ができないだろうかということを考えて、そのファンド、GBFundというものをつくりました。それは、いわゆる被災地支援の中では本当に小さな動きかもしれませんが、今、それでも1億3,000万円ぐらい御寄附を頂戴できて、配分をさせていただいたのです。

その中で、当初は外から誰か応援のために文化関係、アート関係、芸術関係の人が行くプロジェクトが多いのだろうなと思っていたら、実は全くそうではなかった。もちろん、そういうこともあつたのですが、そういうことのニーズよりも特に非常に目立ったのが、地元で祭りを復興したいとか、郷土芸能を復興したいという要請が非常に強かった。これは、ある意味予想外のことでした。まだ仮設住宅にも入れずに避難所におられるときから、あの太鼓があつたら祭りができるみたいな話が出てきて、50万円ぐらいあれば太鼓1つできるかなということで、太鼓を御支援する。そのようなところから始まったのです。

そうやって具体的なテーマがあると、寄附というものは非常に増えるだろう。今後、どの分野で寄附が増えるかという、やはり文化の分野で相当寄附が増えるだろうと思っております。それは、2020年のオリンピック・パラリンピックを視野に入れると、そうなる。今までのオリンピックは、スポーツのことだけ考えていけばよいのだということだったのですけれども、ロンドン大会から、オリンピックというのはスポーツ、文化、教育の融合だということになりました。これはそもそも実にオリンピック憲章に書いてあつたことなのですが、それを皆が忘れていた。それをロンドン大会で思い出した。もちろんこれを発見して世界にアピールした人がいるのですが、そういう形で文化もやらなくてはならないということになっています。そこで、2020年に向かってオリンピックをにらみながら、文化活動をやる。しかも、スポーツは東京でしかやれないので東京が独占するわけですが、文化は全国どこでやってもよい。ということになるの

で、そういう意味では幅広くこの分野が増えるのではないかと考えているわけです。

そうだとすると、今後「非営利・公益月間」構想みたいなものをせっかくだとつくられたとしても、どうも本日の資料だけを見ても、率直に申し上げて余り魅力を感じない。これでは今までと一緒にではないか。やむを得ないと思うのは、後ろには若い方も座っておられるのだけれども、大体こういうものは、確かにプロフェッショナルの専門性の高い人が集まるとこうなるのはやむを得ないと思いつつも、本日の参加者のようなこんな老人ばかりで集まって何かキャンペーンをしようといってもそれは無理でしょうということだと思ふのです。

もっと若い人の視点をこれに入れていくべきだし、例えばネット上でぜひキャンペーンをやらうよということ。もちろん寄附をされる方の多くは高齢者ですし、どちらかというと高齢者の方の寄附が多いとはいうものの、同時に若い人にも、若い頃から理解をしてもらわないとならない。そういうことでいうと、ネットキャンペーンみたいなものをやってみようか。

「非営利・公益月間」、これは仮の題だと思ふますが、こういうのもいっそ「公益フェスティバル」みたいな、それは何を言っているわけという、何かよくわからないけれども公益でフェスティバルやりますみたいなことを言って、世の中に訴えていくと良いのではと感じます。全国シンポジウム、フォーラムも良いのだけれども、本当にフェスティバルっぽく、とにかく公益は「おもしろい」というか、公益は「楽しい」というか、公益こそこれからの時代だと、「何なのそれは？」と思わせて、その中身を非常にいろいろなコンテンツでお見せしていく。

公益という観点からいろいろと新しい発想をしていくと、例えば今、行われている福祉だとか教育だとか環境だとか、そういう領域ですら相当変わって見えるのです。やり方ももっといろいろなやり方があるはずなのです。そういうことを発明していくのが実は公益のシステムなのですということアピールしていくと良いのではないかと。

そのためには、実施体制についても、行政が主導することは不適切に決まっていると私は思うので、だから民間に全部任せればよいということでもない、この委員会と例えば民間の公益団体とがネットワークを組んで、こういうプロジェクトを立ち上げるというようなイメージが美しいのではないかと。それに対して行政はバックから応援していますよという形がとれると良いのではないかと。

あとは、実際にいろいろな公益法人のいろいろな活動があるわけですが、本当は、我々もそれをよく知らないのです。ペーパーの上で見ているだけで、そうですか、立派な御活動ですと言っているけれども、実際に現場に行くことはほとんどない。私のように文化をやっている人間が、社会福祉法人なりそうした施設なりにお邪魔する機会はあるわけではないし、環境の現場に行くわけでもない。そういう意味では、「公益法人ツアー」みたいなものを組んで、あらゆるジャンルをミックスした形でツアーを組み、実際に現場に行っているいろいろな意見を聞いて、どこが課題なのだろうかとか考えてみる。もっとこういった方法があるのではなからうか。

ほかのジャンルから見ると、私も非常にしばしば体験することなのですが、福祉の施設に行くと、我々文化の観点から見ると何て暗い、こういうソフトしかこの人たちは発明できないのだろうと感じます。もっとお年寄りを楽しくしてあげれば良いのにと、そういうことを思うわけです。そういう意味では、ほかのジャンルから見たら全くとらわれのない発想、もちろんそれが全部現場で採用できるわけではないでしょうけれども、最後にお決めになるのは現場サイドで専門家が決めればよいのですが、そうした思いもかけぬアイデアのようなものも御提供できるのではないかと。そう考えると、ジャンルを超えて交流をしていくことが非常

に重要ではないかと思えます。

○山下委員長 ありがとうございます。

せっかく今「非営利・公益月間」についてお話をいただきましたので、他の皆さんからもこれについていかがでしょうか。

太田さん、どうぞ。

○太田理事長 これは当然民間がやるべきことです。だから、行政が主導することが適切かというところに加藤さんは敏感に反応されたけれども、「当然不適切」なので、行政の方もそう思っておられるだろうと私は思います。ここでこういうアイデアを一応出されたので、あとは今、加藤さんなどがおっしゃったような視点を入れて、もし本当に我々がやれるかどうかということこれから我々サイドで検討すればよいと思うのです。

そのときに、ここでのもう一つのポイントは何かというと、公益法人というサブセクターと、NPO法人というサブセクターが存在している非営利セクターというものが、一緒にやることに意義があると思うのです。今まで一緒にやったイベントはほとんどないわけなのです。今、ある事業をNPOセンターと私ども公法協で一緒にやっておりますが、それが初めてみたいなものです。こういうものをどこまで声を掛けて広げるかということは、いろいろありますけれども、少なくともNPO法人と公益法人が一体となってこれをもしうまくやれるなら、確かに12月1日というのは公益法人が10年おくれで12月1日に施行しましたし、その10年前に特活法人が施行されていますから、1つのメモリアルデーみたいなものではあるのです。

そういう意味で、私は賛成です。

○山下委員長 よろしいですか。では、山岡さん。

○山岡顧問 今、太田理事長がおっしゃったように、NPO法人は10年前ぐらいから大体12月1日を我々のNPOの記念日にしています。ですから、12月1日前後に全国集会をやりまして、各地から支援センターの人たちが200人ぐらい来て、NPOセンターとシーズが共催する形でやってきているのです。

公益法人制度改革後は、公益法人協会が中心になって、最近では12月の初めに全国の公益法人を集めて公益のシンポジウムをやっています。私は大体両方出るわけですが、何とかこの2つの誕生日を同じくする民間のイベントが、一緒にお祝いできるものにならないかなということを考えていました。ですから、太田さんなどとも相談して、できれば来年は一緒に記念日を祝いたいという気持ちを持っています。今、実際にNPOセンターと公益法人協会が一緒になって、一般法人とNPO法人の設立の法人選択がどういう理由でどうなっているのだろうということの実態調査を始めているのですけれども、だんだんNPO法人のセクターと一般公益法人のセクターとの垣根を取った民間の交流が恐らく数年後には、私どももいろいろ努力していくとできるのではないかと。

これを今度は地方においても民間でそういうことができるようになると良いと思います。今はNPO法人の所轄庁と公益認定の行政庁がそれぞれの都道府県においても別々で、国においても同じ内閣府の中ではあるけれども、担当部局は別々という形になっていますね。これもこの資料の中で両方比較できるようなサイトをつくりたいというのも非常に良いことだと思うのですが、今、太田理事長がつくられた比較表とか、私の比較表とか、民間でいろいろ比較表があるのだけれども、必ずしも公的なものはない。そういう意味でいうと、所轄庁と行政庁が一緒になって物事を考える、議論することができるのも、12月1日の前後なのです。

そうすると、地方における所轄庁と行政庁も連絡を取りやすくなって、そういうところに民

間の団体も参加することになると、非常に私は日本におけるノンプロフィット・セクターの発展のためには大きい役割を果たすと思うのです。中身は正に加藤さんがおっしゃったように楽しいものでないと人は集まらないし、我々の今の議論というのは制度改革の議論ばかりみたいになっていくけれども、もっともっと楽しいフェスティバルにしていく必要があると思うのですが、そういう形で日本の非営利セクターが大きな姿として発展して、社会にも見えるようになるためには、何がしかこの12月1日前後を、それぞれのセクターごとの小さな集まりではなくて、大きな集まりにしていくことが必要ではないか。そして、それに対して国は国としていろいろな応援のメッセージを出していただくということは重要なのではないかという感じがしています。

○山下委員長 ありがとうございます。

では、山内さん、どうぞ。

○山内教授 やろうとしている中身は非常に良いと思うのですけれども、やり方の参考として、私がずっと関西で関係しているイベントで、ワンワールド・フェスティバルというのがあります。国際協力とか国際交流のお祭りなのですが、実行委員会形式で、行政も自治体とかJICAとか、そういうところも実行委員会のメンバーの1つとして確か参加していただいていると思います。役所が直轄でやるというよりは、民主導の実行委員会を立ち上げて、その中に行政も入るとか、あるいは助成するとか、そういう間接的なかわりの方が盛り上がるのかなと思います。ネーミングも、多分「非営利・公益月間」だと誰も来ないと思うので、そのあたりも工夫が必要だなと思いました。

○太田理事長 黒田さんもおっしゃったけれども、公益法人の人とNPO法人の人は、見た目、アピランスの問題ですが、少し色合いが違う。要するに、公益法人の人は私も含めて反省するのだけれども、割に難しい言葉を使うのです。NPO法人の人はやさしい言葉を使う。それから、ほかにもいろいろありますよ。NPO法人は女の人が多い、公益法人は大体男が多い。公益法人は年寄りが多い、若い人は結構NPO法人が多い。それから、我々も今はクールビズ期間中だから締めていませんが、大体ネクタイを締めている。NPO法人はそもそもネクタイを締めている人はほとんどいない。ジーンズでラフな格好である。もう一つ、これはNPO法人の方から反対が出るかもわからないけれども、彼らは時間に非常にルーズなのです。我々は非常にパンクチュアルなのです。いろいろな会合の時間を約束したら大体10分前には必ず行くのだけれども、どうもNPO法人はだらだら来まして、むしろゲストである私の方が先について皆さんが来るのを待っている。それから、もう一つは、我々はかばんを持っている。特活法人はランドセルが多いとか、アピランスとビヘービアでいろいろあります。

だけれども、以上の色合いの違いというのは、それは単なる上面のことであって、本当は非営利で社会のために頑張っていこうというところは全く共通です。ですから、黒田さんは余り心配される必要はないと思いますので、ぜひ融合していきたい。

○山下委員長 では、鶴尾さん。

○鶴尾代表理事 この月間構想の話ですが、先ほどの話で、神戸の震災の後にあの週がボランティア週間となりましたけれども、実は私たちも今まで寄附の促進の話をしていて、全国のいろいろな団体の方から、ボランティア週間があるので「寄附月間」が欲しいねという話がありました。その中でも、やるとすれば12月だろうという話が出ました。寄附が一番出るのが12月というのは間違いがないですね。歳末たすけあい募金があり、ドラえもん募金があり、国際協力の団体を始めとして、いろいろなところが年末に来る。クリスマスだとかいろいろなことで

寄附をお願いする。そういうイベントがある。クリスマスパーティーでのチャリティーコンサートやチャリティーイベントがある。実は12月は、現在でも寄附に関してはものすごく今でもオンパレードで、ただ、それが全体で見えていないとか、1つの共通イベントっぽく、例えばワンストップで見られてしまうといいと思っています。

例えばニューヨークに行っていると、おもしろいのですけれども、いろいろな団体でやっているチャリティーイベントを、チャリティーイベントだけで全部見られるようなサイトがありまして、あしたここに行って、あさってここに行けるみたいな、おもしろいからそういうパーティーをはしごしている人がいたりする。結構著名人がただで来てくれたりしますから、おもしろい。そういう全体の盛り上げを応援する側の部分も含めてつくっていくことは1つとても重要になってくるのかなという気がいたします。

○山下委員長 では、せっかくですから、黒田さん。

○黒田事務局長・理事 先ほど太田さんがおっしゃった色合いの違いというのをむしろ力の源にして、多様性をダイナミズムに変えていけたら良いのかなと思いました。

「非営利・公益月間」というのは、ネーミングとしてはどうだろうという話がありましたけれども、例えば「新しい未来をつくろう」とか、もう少しみんなが前向きになれるようなネーミングが良いのではないかと思うのと、そうしたところに、今はまだ法人格は持っていないかもしれないけれども、ユースのグループだったり、いろいろな社会活動をしているグループなどは全国にありますので、そういった人たちも出番を持てるようなしつらえができれば良いのかなと思います。

鶴尾さんのところはファンドレイジングの非常に大きな大会をされているのですが、そういうわくわくするようなことをして、そこから公益法人とかNPO法人について多くの人たちに後からでも知っていただければよいのかなという気がします。

○山下委員長 ありがとうございます。

この「非営利・公益月間」という名前は別としまして、趣旨については御参加の方皆さんから御賛同を得たと理解いたしました。ただ、その進め方については、わくわく楽しい雰囲気を出すとか、そういうことが必要である。また、重要なポイントは、官が主導というより民が主導で、官がそれをサポートすると言いますか、後援するような形と、幾つか御指摘をいただいている部分も含めて、今後この実現に向けて御相談をさせていただきたいと思います。

12月を目指すということになりますと、時間が限られるということもありますが、これだけ皆さんからのやることについて御賛同を得る内容の案件も少ないでしょうから、ぜひとも実現に向けて進めさせていただきたいと思いますし、また、皆さんからいろいろなアドバイスとか御提案とか御意見をいただきたいと思います。民主導の在り方での進め方について、また御相談をさせていただければと思います。

残された時間もだんだん少なくなって来ておりますので、今、この寄附の話とも別に、何かこのほかにもぜひともこういう機会ですから話をしていきたいということがありましたら、残りの時間で。

山内さん、どうぞ。

○山内教授 全く別のお話なのですけれども、いただいている参考論点の中で、税額控除制度が寄附にどういう影響を与えているかという論点をいただいているのですが、私自身も関心はあるのですがちゃんと分析をしたことがありません。委員会の方ではどのように考えておられるのかを、参考資料を頂いていますが、その中で税額控除対象法人と非対象法人の寄附額がどれ

ぐらい増えているかというデータもありますので、そのあたりの解釈を教えてくださいと思います。

○山下委員長 では、高野事務局長から。

○高野事務局長 解釈というわけではないのですが、参考資料2の基礎的データと書いてあるものの中に「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」の簡潔な要約の部分があります。

内閣府として、8,500法人を対象として去年の秋にアンケート調査を実施しまして、4,000法人ぐらいから回答が得られました。そのうち去年の9月9日の時点で税額控除対象の確認を受けた法人が341法人です。回答法人の約9%ぐらいになります。

ただ、アンケート実施上の制約がありまして、厳密にどの時点でこれら341法人が税額控除の対象を受けたのかということまでは整理できなかったということがあります。ですが、いずれにしても平成23年度に税額控除制度が導入されていますので、その前後で比較をしてみようということで、20年度から22年度の平均と、23年度と24年度を、データに限界はあるのですが、その時点だと24年度で締めたものしか基本的には記入していただけないだろうということで、制度導入前3年と導入後2年で、しかも平均をして比較してみました。

それで見ますと、寄附収入額と寄附件数と2つあるのですが、税額控除対象法人は20~22年度と23・24年度の平均を比べますと、個人寄附でいうと、税額控除対象法人の約3倍ぐらいになっている。個人寄附の件数だと3割増しになっています。もっとも非税額控除対象法人も金額で2倍ぐらい、件数でいうと2割ぐらい増えていますので、全く100対300という違いではありませんけれども、やはり有意の差が出たのではないだろうかと考えています。

ただし、これは先ほど申し上げたアンケートの正確さ、精度の限界があります。厳密に個々の法人が確認を受けた時点の前後で比べると、この差はもっと開く可能性があるのではないだろうかと思っています。そういう意味では、個人寄附を中心に税額控除制度の導入はインパクトがあったのではないか。ただ、大きな社会的な動きとして、平成23年度は御存じの東日本大震災の年ですから、そういう大きな根底になっている社会の動きというものはどうしても除去できないので、それを除いた上での制度のインパクトがどのぐらいなのかと聞かれると、それは難しいというか、答えようがない部分があります。しかし、やはり意味のある数字にはなっているのではないかというのがとりあえずの結論です。

○山内教授 ありがとうございます。

一応そのように見えるので、このデータ自体非常に興味深いのは、NPO法人の場合だと区別ができないのですけれども、公益法人だけが2タイプあっても、そういう意味で非常におもしろい社会実験になっていると思うので、もう少し精密な分析が必要かなと思っていて、特に税額控除制度導入前でも対象法人と非対象法人だと、対象法人の方は個人で言うと3,900万円で、非対象法人は1,100万円、この時点で4倍近く差がありますので、ひょっとしたらこの制度の違い以外の違いが結構あらわれている可能性があるのでは、そのあたりをちょっとコントロールしたらどうなるかとかというのも、分析としてやってみただけであればありがたいと思います。そうすると、純粋な制度の違いが出てくると思います。

○高野事務局長 恐らく当然のことではあるのですが、税額控除を進んで受けた法人というのは、それなりに寄附を集める気持ちがあり、寄附を集めた実績があってというスタート地点の違いがそもそも各法人にあります。それを細かく分けていくと、アンケートの項目が増える一方なので負担の問題もあって、とりあえず一番簡単な程度で調べました。

○山下委員長 いずれにしても、もう少し継続的に調査をしていくことも必要かなと思ったので

すが、また山内先生の御専門の方で御支援をいただければと思います。

そのほかに何か、もう特にテーマを限りませんが、どなたからでも。

鶴尾さん、どうぞ。

○鶴尾代表理事 この論点にもありますが、企業との連携方策の中でもあります。先ほど結果の話もあったのですけれども、これから日本社会で寄附が進む、あるいは公益的な活動が促進される上で、いわゆる企業単体もそうなのですが、業界を挙げてそういう空気をつくっていくという部分も重要なことと思っています。

そういう意味では、政府が6月に各省庁の連絡会議をつくられたというのは、省庁間の調整の場としては大変大きな一歩だと思うのですが、同時に今年の「骨太の方針」で寄付促進が入ったということもあります。そこで、例えば弁護士会が、公認会計士協会が、銀行協会がという形の代表者の方が、内閣府で集まって、全体としてそれぞれの業界でできることは何だろうかということを話してみますと、こういうことが全体に貢献するのだというのが、違うセクターから見ているといろいろ気が付くこともあるかなと、そういうものが集大成としてこの月間の中で、NPO、公益法人だけが集まっている場というイメージではなく、いろいろな業界の方がこういうことを推進しようとしているのだなとなるのが大事なのではないかという気がしました。

あともう一点は、私は先ほどの山岡さんのおっしゃられたところとつながるところだと思いますが、日本社会では、NPO活動、公益活動をやっている人たちは、きっとボランティアなのでしょうみたいな認識があるのではないかと思います。そもそもコストが掛かっていないし、掛けないのですよねみたいな空気があるかと思うのです。私はこれまで国際協力の分野で働いていましたので、この間数えたら今まで48カ国で仕事をしてきました。しかし、いろいろな国に行って、考えてみると日本人ぐらいそう思っている人はいないのではないかという気がしてきました。

途上国に行っても、それはコストではなく実は「投資」だという感覚、つまり、優秀なスタッフがいた方が私の出した100のお金がコストで30引かれて70しか使われなくても、30引かれても倍の成果で140出すような感覚があります。こういうことが社会理解になっているかどうかというところが、今後1つの重要な課題だと思っています。これは企業連携を進める上でも、先ほどのスケールアウトするNPOが出るという意味においても、頂いたお金を成果につなげていくことが継続的にやれるだけの待遇であるとか、そういうものが必要になってくると思います。

こういう空気を変えることは、一朝一夕ではいきません。実はアメリカでも50年前は100%・ゴーズ・トゥー・チャリティー（"100% goes to Charity."）という言い方があり、必要コストをとらずに寄附された額の100%全額を途上国の子供たちのために使いなさいみたいなことをいう人は確かにいたようです。ですが、50年かけて業界を挙げてみんなで大人の寄附者教育をしっかりとやってきたということもありますので、そうしたところも今後の重要な取組になっていくかなと思います。

○山下委員長 太田さん、どうぞ。

○太田理事長 公益法人制度問題につきましては、私どもの1つのミッションですから、しゅつちゅういろいろ申し上げておりますので、本日は一言も申し上げませんが、2つ最後にぜひ委員の皆様方にも御理解いただきたいことがあります。

その一つは、公益信託の制度です。これは今、非常に言葉が悪いのだけれども、捨て子にな

っているのです。誰も見てくれる親元がないという感じが私はいたします。

10億円、100億円以上の資産ならば財団法人をつくるという手もあるでしょう。しかし、この公益信託こそ、数千万円から数億円という寄附金を受け入れるビークル（器）としては大変有効な手立てだと思っております。当然アメリカでもドナー・アドバイズド・ファンドとか、コミュニティファンドの中のいわゆるサブファンドとしてそういうものが用いられているわけですから、ぜひこれをリバイバルさせていただきたいと思っております。このままだと必ず衰弱死します。

ぜひ公益認定等委員会がこれを両親としてこれから育てていただきたい。ほかに育ててくれるところはないと思っております。法務省が育てるわけでもないし、あるいは財務省が育てるわけでもないし、これはやはり内閣府のこの公益認定等委員会だと私は思います。

もう一つは、本日、たまたま席上配付資料を頂戴いたしまして、平成25年「公益法人に関する概況」の暫定原稿抜粋を頂戴いたしました。ぜひこのデータを全てホームページ上で公開していただきたいのです。今まで特例民法法人時代は、いわゆる公益法人白書として平成何年度「公益法人（特例民法法人）に関する年次報告」ということで毎年度発表されているわけです。そのデータが非常に我々には役立っています。大変すばらしい各種のことが全部クロス検索をかければ出るようなデータをずっと特例民法法人時代は概況調査自体をおとりになって、しかも公開していた。ところが、この新制度になってからずっとそれがなされていない。公開ももちろんされていない。これはぜひ世の中の非営利セクターのためにも、寄附者のためにも公開をしていただきたいと思っております。

この2つです。

○山下委員長 では、今後の点について、事務局長から。

○高野事務局長 5年間確かにお休みしていたのですが、移行期間中は審査案件が膨大な数に上り、正に「移行期間」であって毎年毎年事態が動いていて、取りまとめる余裕がなかったということです。そこで、今回、まとめようとしているのは、副題に「移行期間の総括」ということを付して5年分の状況もまとめて年度別にわかるように整理をしようとしています。来年以降は1年分ずつの動向を足していくことになると思っておりますが、そういう意味では5年間お待たせして申しわけなかったのですが、かつて公益法人白書と言っていたものに相当するものを新制度の下で、データ項目は当然新制度に則したものに変わった上で、作成・公表の予定です。現在編集中ですので、遠からず公表できるようにしたいと思います。

○太田理事長 それから、基になる数字のデータもぜひお願いをしたいのです。

○高野事務局長 これまで公益法人又は特例民法法人の年次報告として出してきたのと同じレベルのものは出せるのではないかと考えています。

○太田理事長 データも、わかりました。

○山下委員長 基本的にはこれに限らずオープンデータということで、全ての政府のデータとか、そういうものを広くオープンにする動きですから、できる限り出せるものは出していくということで、対応させていただきたいと思っております。

○太田理事長 ありがとうございます。

○山下委員長 公益信託制度については、私は実は余り知識がないのですが、これも高野事務局長から。

○高野事務局長 御指摘があったのですが、別に捨て子になっているわけではなくて、制度を所管しているのは法務省、個々の公益信託の面倒を見るのは要するに旧公益法人制度と同じ状況

ですので、主務官庁ごととなります。主務官庁ごとの各省間の連絡調整については、総務省大臣官房に管理室というところがありまして、そこが引き続き必要な各省調整をやっています。公益法人制度との比較で言いますと、少なくともこの時点で5年遅れましたねという御指摘なのだろうと思います。

信託制度そのものについての法務省や法制審議会等での検討の中でまた方向性が出て来得るのではないかと思います。現時点で内閣府が、あるいは公益認定等委員会が何かを整理し始めるわけには、いきなりは行政機関の一部としてはなかなかそういうことは難しいということではないかと考えています。別に消極だとかそういうことではなく、こちらの方が勝手に言い出せば物事が動くことにはなっておりません。

○雨宮委員長代理 信託法改正のときに、公益信託の部分だけは抜けて、これに関しては今後、公益法人制度と同じように、公益認定を一応この認定等委員会でやるという話がありました。ただし、法律そのものが法務省の管轄で、法務省が全然動いてくれていませんので、そういう意味ではこちらから何かを言うのではなく、民間からもどんどん言っていただくことがよいのではないかと思います。

○太田理事長 我々はしょっちゅう言っているのですよ。

○雨宮委員長代理 ただ、私もこの委員会に入ったときに、公益信託のこともお忘れなくという話をしたのですが、5年間の移行期間の中で、今、公益法人で手一杯だということで、ただ、同じように1階と2階に分けるのかどうかというのも、ほとんど公益信託は2階そのものから、そういう意味ではそんなに認定をすること自体は難しいことではないように思います。

○太田理事長 法務省へ行きますと、内閣府が消極的だからと言われます。

○高野事務局長 それはいささか事実ではないように思います。

○太田理事長 こちらへのお伺いすると法務省は動かないからということで、これから我々も頑張ります。

○北地委員 信託の場合、財団より不特定多数性の範囲は小さくならないですか。

○雨宮委員長代理 全然そんなことはないです。同じです。

○北地委員 ちょっと私、信託法にかかわっていたことがあって、少しそこが気になるのですけれども、そんなことはないですか。

○太田理事長 ぜひ1つ御一緒をお願いをしたいと思います。

○山下委員長 新制度をつくるときに、一応宿題というか、今後の課題にはなっていたのですか。

○雨宮委員長代理 信託法が新しくなって、別に公益信託に関する法律とあって、もともと漢字と片仮名の大正11年のときの条文そのままが残ってしまったということなのです。

○太田理事長 そのときの国会の附帯決議でも、公益法人制度改革の状況を待って、公益信託制度の見直しを行うという附帯決議もついているわけです。

○山下委員長 ついているのだけれども、それが動いていないと。

○太田理事長 そうですね。その当時は確かに公益法人制度改革の初期でしたから、どういう制度設計になるかわからないので、公益信託の方を先走ることにはできないということで、そういう附帯決議になったのです。ところが、もうこちらの方ははっきりしたわけですから。

○山下委員長 移行も一段落したことだし、次はそちらの方を考えるべきではないかという御指摘ですか。

○太田理事長 そう。ぜひこちらで両親として育てていただきたい。

○山下委員長 要するに、今のままでは誰がボールを持つかがあいまいになっているのですね。

私も軽々に言えませんが、少なくとも今の太田理事長の御指摘で何が問題かはよくわかりました。

残り時間が少なくなってきましたが、それ以外にございますか。黒田さん、どうぞ。

○黒田事務局長・理事 手短に申し上げます。こういうことはいろいろなところで話をしているのですけれども、この春にオランダのあるNPOの人が東京に来て勉強会をやりました。そこはグローバル・リポーティング・イニシアチブと言いまして、日本の企業も多く使っていますが、いわゆるCSR報告書とかサステナビリティ報告書のガイドラインをつくっているところです。実は、非営利セクター向けの補助基準もつくっているのですが、今、ヨーロッパでも非常にNPOに対する、透明性とか情報開示、説明責任はもちろんのこと、社会的責任を求め声が非常に高くなっているというお話がありました。

その流れの中で、例えばISO、国際標準化機構でも、社会的責任の規格をつくってしまして、これはあらゆる組織が対象なのです。非営利セクターとはいえ、社会的責任というものを果たしていかないといけない。もちろん社会課題の解決を目指した活動をされているところがほとんどなのですが、そういうことだけでなく、経営の中にも社会的責任というものをきちっと統合する時代が来ているということ、最後に1つ申し上げたいと思っています。

もちろん公益法人であれば、情報開示とか透明性は法律の中で徹底的にやらなければいけないのですが、法律を超えた部分も考えなければいけないですし、例えば労務慣行の話であるとか、人権だとか、環境のことにも取り組んでいかなければなりません。一般法人にも同じ責任は発生します。ぜひこういった関係されている皆様にはそういったメッセージも同時に発信していただくことで、セクターの信頼性を高めていくことが重要ではないかと思えます。

○山下委員長 ありがとうございます。

高野事務局長から何かありますか。

○高野事務局長 ちょっとトピックを戻す感じも出てしまいますが、先ほどいわゆる「月間」構想について、ひとしきりネーミングコンセプトそのものから御批判や御議論をいただきました。

「月間」なのか何と呼ぶのかはともかくとしまして、お話を聞いていて思いましたのは、行事そのものの話と、プラットフォームというのか、一定の期間内に非営利・公益関係でいろいろな行事をやって関連づけとかネットワーク化を緩やかな形で図っていったらよいのではないかというプラットフォーム的な話と2つあるだろうということです。本日のペーパー自体は、その点が整理されておらず、一緒になっていて、特定行事そのものであるかもしれないということが、整理がよくできていなかった点だろうと思えます。

書いた方の立場からすると、行政側が主導することが適切かと疑問形で書いたのは、適切でないことがわかっているからそう書いたのでありまして、民間の方に来ていただく際に、民でやるべき行事であると書いて突き付けるわけにはいきませんので、そのような書き方をいたしました。最終的にはプラットフォームそのものも民主体でやっていただくことが望ましいし、あるいはそれこそ文化として当然のこととして、みんながその季節を認識することになるのが目標、ゴールなのだろうと思うのです。

そうは言っても最初は誰かが少し動かないと始まらないということもありますので、本日はたまたまですけれども、公益法人協会、NPOセンター両方の方がおられます。あるいは加藤さんにも非常に良い指摘をしていただいたということもありますので、具体的にどういうことができるのかはともかくとして、今年の12月に向けて何かプラットフォーム的なものの宣言、呼び掛けのようなものを打ち出していくことはできないか。

例えば簡単にホームページをそこに開いて、関連行事をそこに登録して、見てくれたらどうですかといったことを始めるとか、いろいろ最初にできることは全くないわけではないだろうと思います。近いうちに御相談をさせていただいて、開かれた形で広く呼び掛けるといふ趣旨の下、一部分だけが、あるいは行政だけが動いているということに決してならないように気をつけつつ、何か最初の種をまくことができればと考えます。また具体的な話は御相談をさせていただきたいと思います。

<閉会>

○山下委員長 ありがとうございます。

まだまだあると思いますし、非常に有意義なのでもっと続けたいという気もしますけれども、予定の時間が参っております。この後御予定の方もあると思いますので、残念ながらここで閉会とさせていただきます。

本日は、大変有意義なお話を聞かせていただきました。大変大きな議論も出されましたし、それぞれについて今、どれをどうするということになるわけではありませんが、何らかの形で私ども活動に生かしていきたいと思います。

とりわけ今、事務局長からもありました、当面の「月間」構想の話については、月間という言葉が良いのかも含めて、ただ、主導は先ほどお答えがありました、実行委員会みたいなものをつくって、我々だけが先走りするのではなくて、むしろ民の方主体の実行委員会をつくって、そこに我々も参加していくという形にするとか、それについて早急にまた、今、事務局長からも話がありましたが、関係の皆さんに御相談もさせていただきたいと思います。また、いろいろ御指摘いただいた点について、我々委員会の中でも折に触れて議論をさせていただきたいと思います。

今回、初めてのラウンドテーブルということで、大変議事の進め方などについても足りない点、稚拙な点があったかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

また、これはまだ個人的な意見ですが、できればこのような意見交換の場も、これで終わらせるのではなくて、何か定期的にあるいは機会を見つけて、何らかの形で続けさせていただければと思っております。またその節には、場合によりお声掛けをすることもありますので、その際には、大変お忙しいとは思いますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

御出席の皆さんからも、委員の方からも特に追加の御発言等なければ、本日のラウンドテーブルは、これにて閉会といたします。

長い時間大変ありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

以 上

(文責：公益認定等委員会事務局)